ASAHIKAWA
CITY

第２次旭川市緑の基本計画

改定版（案）

豊かな自然と都市が調和する
みどりあふれるまちづくり

～川と田園が育むみどりの文化都市を目指して～

令和８年（2026 年）　月

旭　川　市

第2次旭川市緑の基本計画（案）・目次

1 緑の基本計画について

1-1）「緑の基本計画」とは？ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1

1-2）計画の系譜・位置付け・目標年次 ・・・・・・・・・・・・ 1-1

1-3）緑の基本計画策定の意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2

2 みどりの現況と課題

2-1）現況と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1

3 緑の基本計画の目標と基本方針

3-1）緑の基本計画策定の視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-1

3-2）旭川市のまちづくりの基本的な考え方 ・・・・・・・・・・ 3-2

3-3）緑の基本計画の目標と基本方針 ・・・・・・・・・・・・・ 3-2

3-4）旭川市のみどりの将来像 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-5

3-5）みどりの将来像の実現に向けた数値目標 ・・・・・・・・・ 3-7

3-6）緑の基本計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-18

4 みどりの配置方針

4-1）総合的なみどりの配置方針 ・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1

4-2）環境保全上重要なみどりの配置方針 ・・・・・・・・・・・ 4-4

4-3）レクリエーションに重要なみどりの配置方針 ・・・・・・・ 4-8

4-4）防災に重要なみどりの配置方針 ・・・・・・・・・・・・・ 4-11

4-5）景観上重要なみどりの配置方針 ・・・・・・・・・・・・・ 4-13

5 施策別計画

5-1）基本方針１ [a 活力を生み出す魅力的なみどりの創出]の施策 ・・・・・・ 5-2

5-2）基本方針２ [b 多世代で憩える暮らしのみどりの創出]の施策 ・・・・・・ 5-17

5-3）基本方針３ [c みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出]の施策 ・・・ 5-26

5-4）基本方針４ [d. 安全・安心で誰にもやさしいみどりの創出]の施策 ・・・ 5-34

5-5）基本方針５ [e 健康で多様な自然と共生するみどりの創出]の施策 ・・・ 5-38

6 計画の推進方策

6-1）計画の推進方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-1

1　緑の基本計画について

1-1）「緑の基本計画」とは？

「緑の基本計画」は、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを市町村が定める基本計画です。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。(都市緑地法第４条)

策定の際には、公聴会の開催など住民の意見を反映するために必要な措置を講ずるよう、また、計画は公表するよう努めることになっています。

1-2）計画の系譜・位置付け・目標年次

①計画の系譜

旭川市では、昭和５９（1984）年に各種緑化施策の指針となる「旭川圏緑のマスタープラン」を策定し、昭和62（1987）年に「グリーン旭川２１計画」、平成４（1992）年には「旭川市総合緑化計画」を策定して、緑地の保全及び緑化の推進に努めてきました。

緑の基本計画は、都市緑地法に基づく法定計画であり、旭川市の緑の将来像を定める緑の総合計画として、平成８（1996）年に「旭川市緑の基本計画」を策定し、平成28（2016）年には現在の「第２次旭川市緑の基本計画」を策定しましたが、計画策定から約10年が経過したことから、この間の社会情勢や市民ニーズの変化、緑を取り巻く法改正などへの対応や緑に関するデータの更新を図りながら、現計画の改定を行っています。

②計画の位置付け

旭川市緑の基本計画は、「第8次旭川市総合計画【改定版】」を具体化する部門別計画のひとつと位置付けられるものです。

③計画の目標年次

本計画の目標年次は、令和17(2035)年とします。

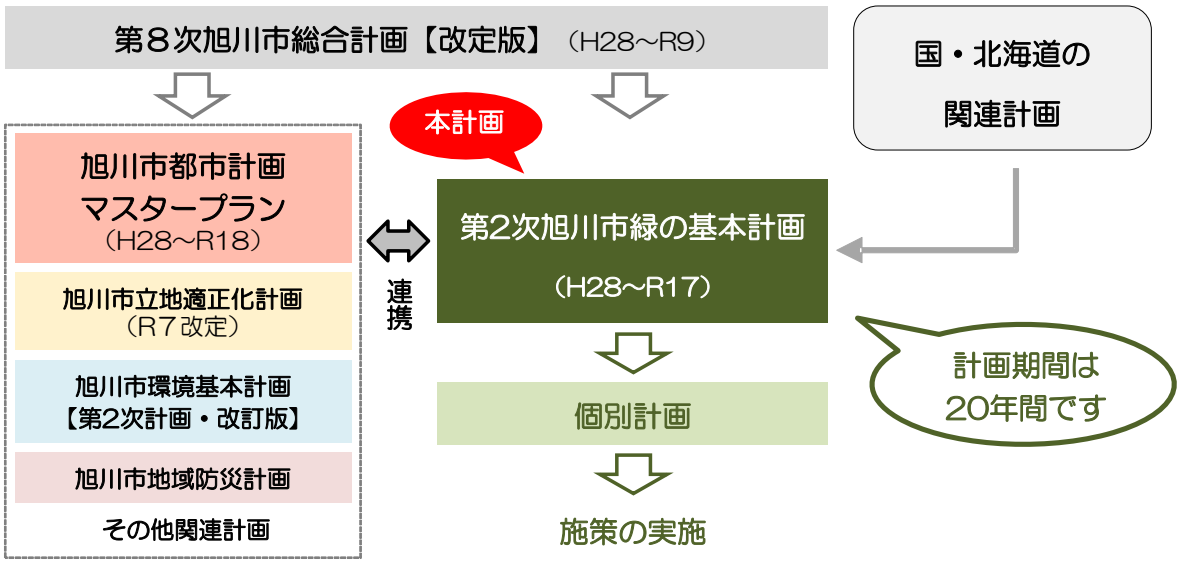

1-3) 緑の基本計画策定の意義

緑の基本計画は、①みどりのはたらきを理解し、②計画制度の変遷と③わが国のみどりの政策的課題を踏まえ、計画づくりを進めていく必要があります。

①みどりのはたらき

みどりは、私たちの生活と深く結びつき、都市空間に快適な環境を創出するために最も大きな要素の一つです。都市におけるみどりの役割や機能は、大きく次の５つに区分することができます。

また、都市空間におけるみどりは、このような機能的な役割以外にも、絵画や写真作品などの芸術のモチーフとなったり、コミュニティのシンボル、あるいは都市文化の成熟度の指針とされるなど、大きな意味を持っています。みどりは、誇りと愛着のあるまちづくりにとって不可欠なものです。

②制度の変遷

「緑の基本計画」に関する国の制度は、次の変遷を経ています。

H6　「都市緑地保全法」改正による緑の基本計画制度の創設

H16「都市緑地法」へ名称改正、緑の基本計画の項目拡大

H23　都市緑地法運用指針の参考資料として**「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」**を公表

H25「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」によると都市緑地法の一部改正及び都市緑地法運用指針の改正

（都市における緑地の保全及び緑化の推進の意義、地方公共団体の任務等、社会資本整備総合交付金の緑地保全等事業の活用、特別緑地保全地区に関する事項等）

R6　都市緑地法等の一部改正

（国主導による戦略的な都市緑地の確保、貴重な都市緑地の積極的な保全・更新、緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み）

③緑の基本計画改定の必要性

本市の緑の基本計画は、平成28（2016）年に策定され、令和17（2035）年を計画の目標年次としています。しかしながら策定から10年が経過し、この間、新型コロナウイルス感染症の発生など社会や環境の変化が進み、社会的、自然的背景が変化する中で、都市において、公園や緑の役割、課題が複雑化している状況にあります。

［改定の背景］

●自然的背景

- 温暖化による気候変動の顕在化
- 集中豪雨、集中的な降雪など、これまで以上の自然災害の拡大
- ヒグマやエゾシカなどによる被害の懸念　　など

●社会的背景

- 人口減少傾向の継続と中核都市における人口流出抑制の現状
- 社会資本の更なる維持保全対策の強化
- 子ども、子育て、教育環境の充実化への社会的要請
- コロナ禍後の観光産業への期待
- 新たなスポーツに触れる機会の拡大などスポーツへの期待の高まり
- DX や ICT の進展　　など

［その他の改定に際して考慮する背景］

●市民意識（みどりの市民アンケート）

- みどりに触れる機会への参加に対する市民の興味関心の持続
- 大きな公園など骨格となるみどりづくりへの取組
- 公園の安全安心に対する市民の期待　　など

●計画の進捗

- 公共施設全般の改築・修繕の増加に伴う緑化推進への期待

２ みどりの現況と課題

2-1)現況と課題

旭川市のみどりにかかる現況と課題について、自然、社会、みどりの3つの面と「みどりの持つ５つ機能」から整理すると次のとおりとなります。

■現況と課題の整理

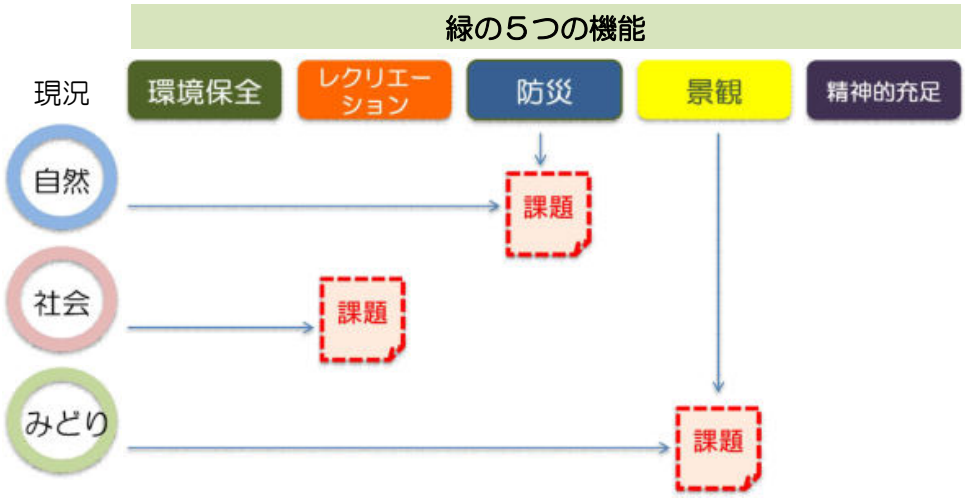

①「自然」からみた課題の整理

旭川市の「自然」では、寒冷積雪の気候や多様な自然、河川や田園などのみどりの骨格、河川が多いなどの現況に対し、これらの良さが失われることへの懸念や、災害など安全面での課題がみられます。また近年、気候変動の影響により、気温の上昇や降水パターンの変化がみられ、それに伴う新たな災害リスクの増大などの課題が生じています。

■「自然」からみた課題

	現況	環境保全面の課題	レクリエーション面の課題	防災面の課題	景観面の課題	精神的充足面の課題
自然	夏暑く冬寒い，四季の変化が明瞭，寒冷積雪の気候風土	温暖化による気候変動の顕在化	冬期の過ごし方への工夫の余地がある	集中豪雨、集中的な降雪などの自然災害が拡大	季節変化の魅力づけが不十分	
	亜高山帯～低山地帯の多様な自然植生	多様性の減少の危惧	多様性の享受が限定的		旭川らしい自然景観の劣化が懸念	ふるさとの風景として保全方策が弱い
	街，河川，田園，山地丘陵の緑を骨格とする構成	骨格となる緑地資源の減少懸念	自然に親しむレクリエーション活動の場としての工夫の余地がある	斜面崩壊や土砂流出などの災害発生の危険性	豊かな緑に囲まれた景観特性の担保性が低い	
	大雪山系を源とする多くの河川が市内に貫入	河川環境，生物移動空間の劣化懸念		避難経路としての接続性が不十分	自然豊かな旭川を象徴する景観資源としての活用余地がある	多様な自然とふれあう機会が限定的
	貴重な鳥類，希少植物など生息生育環境を有する	動植物の生息生育環境の喪失・撹乱懸念		ヒグマやエゾシカなど野生生物による被害への懸念		

＜凡例＞ 今回の重点課題

②「社会」からみた課題の整理

旭川市の「社会」では、この10年で大きな変化がみられました。具体的には、

- 人口減少と少子高齢化の更なる進展
- 中心市街地の活力低下、開発圧力の低下
- 財源予算の縮減
- 町内会加入率低下などコミュニティ面での衰退
- 市民活動の多様化や参加者の固定化
- 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ICT化、DXの進展

などが挙げられます。こうした側面から公園の利用減少やニーズの変化、施設の老朽化、バリアフリー化などの高齢化対策が求められているほか、みどりの市民活動の展開への期待もみられます。

■「社会」面からみた課題

	現況	環境保全面の課題	レクリエーション面の課題	防災面の課題	景観面の課題	精神的充足面の課題
社会	人口減少が進展（10年後には27万規模へ）		中核都市に対する人口流出抑制への期待拡大	安全安心への希求増大		高齢者の憩いへの希求の増加，公園遊具の利用低下
	少子高齢化が進展（老年人口は40%超え，年少人口は10%未満へ）	自然環境を享受するニーズが多様化	スポーツを取り巻く環境の変化、子育てなど教育環境充実化への要請	避難経路のバリアフリー化が不十分		
	中心市街地の空洞化が進展		都心のにぎわいや快適性の低下、コロナ禍後の産業の振興		都心部の景観的なシンボルとなる緑が弱い	都心の潤い魅力の低下
	開発圧力の低下，市街地拡大の抑制	既成市街地内の樹林地が希少化	規模の小さい公園の増大，公園施設のマンネリ化			
	財源，予算の縮減傾向	保全施策にかける予算の確保が困難	公園施設の老朽化，維持管理負担の増大			
	町内会加入率の低下		地域コミュニティの衰退，地域清掃や公園維持管理に担い手不足	要配慮者への防災支援が不十分		地域コミュニティの交流活動が停滞気味
	市民活動や協働への期待感	環境に関わる市民活動やNPO団体等の活動数が頭打ちで協働体制が不十分		防災面で地域協働システムが不十分		市民の楽しみ増進のための普及啓発が不十分

＜凡例＞ 今回の重点課題

③「みどり」からみた課題の整理

旭川市の「みどり」でも、この10年で変化が見られました。具体的には、

- 公園施設の老朽化の進行による魅力の低下した公園の増加
- 狭小の公園・児童遊園の利用率低下
- 公園が未整備の地区の未解消、公共施設の緑化の立ち遅れ
- 河川を軸とする生物多様性への対処
- 田園を中心とする農や食への関心の高まり
- 市民協働の多様化
- 市民評価は上昇傾向であるものの、施設評価がやや低い

などの状況から、新たな課題への対応が求められています。特に公園施設の老朽化やそれによる魅力の低下した公園の増加、狭小な児童遊園への対処、田園文化的なニーズへの対応、市民協働の連携、市民の公園施設の評価や満足度への対応などが求められています。

■「みどり」からみた課題

		現況	環境保全面の課題	レクリエーション面の課題	防災面の課題	景観面の課題	精神的充足面の課題
みどり	全体	河川，丘陵地，田園の緑に依存した構造を有している	街の緑が弱く，河川，丘陵地，田園の保全と活用が不十分				
	街の緑	一人当たりの都市公園面積は着実に増加		維持管理負担の増大，施設内容が重複，量より質への希求、画一的な施設整備の限界	防犯防災機能の充実が一部，不十分		
		20年以上経過した公園が9割，狭小な公園（1000m2未満）が1/4を占める				樹木の老木化	バリアフリー化の対応が立ち遅れ
		狭小な多数の児童遊園がある（285箇所）		規模が小さく同様な遊具で機能重複	遊具の安全管理負担が増加		
		公園緑地の整備が未充足の地区がある	整備における生物多様性の視点が未整備	住区基幹公園や都市基幹公園の適正配置が一部で不十分	広域，一次避難地の機能強化が不十分		画一的な整備から地域ニーズへの対応へ
		街路樹の推移は横ばい	生態回廊的な対処が限定的	危険木の発生，維持管理負担の増大	避難路のネットワーク形成が不十分	強剪定による景観劣化	補植更新時に市民理解が得られないケースが増加
		小中学校，行政施設，幼稚園などの公共公益施設の緑化が立ち遅れている		施設と一体となった取組みや先導的役割が限定的			緑を介した情操，環境教育の充実が弱い
		商業地や民有地は緑化状況は全体的に低い	民有地緑化修景の誘導取組みが有効に展開されていない				
		緑豊かな印象は，丘陵地周辺など高いが市内全体でみると希薄	効果的な緑化推進や保全が不十分				
		公園緑地の整備は，古くからの市街地が高密度で公園緑地などが少ない	地区公園クラスの生態的拠点づくりが不十分	住区基幹公園や都市基幹公園の適正配置が一部で未整備	身近な避難地の確保が一部で不十分	緑地などの整備による都市景観の向上が不十分	身近な潤い空間を拡充に欠ける
	河川	市街地に4つ河川が流れる川の街，河川に接続する公園が多い	河川植生の多様性確保，広域ネットワークづくりが断片的	河川空間の多様なレクリエーション活用，ネットワークが不十分	防災面の避難経路，拠点性が弱い	母なる河川景観の保全，創造が不十分	
	田園の緑	豊かな農地の減少，後継者不足	農地の減少と耕作放棄地の発生	ガーデニングや市民農園，地産地消などの動向に応答が限定的		耕作放棄地や不法投棄による景観劣化	
		食への安全志向，市民農園等の農の生活文化の高まり					生きがいづくり，交流促進による愛着のもてるまちづくりへの仕掛けが限定的
	全体	市民協働の定着，多様な市民活動の展開	自然環境保全の活性化，担い手育成の遅れ		防災協働の強化が立ち遅れ	都市景観の向上に向けた市民協働機会が限定的	
		市民評価は自然環境に対して高く，公園，遊び場に対してやや低い	市民評価は横ばいか低下傾向	「悪い」が減少傾向も「良い」が横ばいと評価が低い			市民の満足度向上に向けた対処が未確立

＜凡例＞ 今回の重点課題

■現況と課題一覧

		現況	環境保全面の課題	レクリエーション面の課題	防災面の課題	景観面の課題	精神的充足面の課題
自然		夏暑く冬寒い，四季の変化が明瞭，寒冷積雪の気候風土	温暖化による気候変動の顕在化	冬期の過ごし方への工夫の余地がある	集中豪雨、集中的な降雪などの自然災害が拡大	季節変化の魅力づけが不十分	
		亜高山帯～低山地帯の多様な自然植生	多様性の減少の危惧	多様性の享受が限定的		旭川らしい自然景観の劣化が懸念	ふるさとの風景として保全方策が弱い
		街，河川，田園，山地丘陵の緑を骨格とする構成	骨格となる緑地資源の減少懸念	自然に親しむレクリエーション活動の場としての工夫の余地がある	斜面崩壊や土砂流出などの災害発生の危険性	豊かな緑に囲まれた景観特性の担保性が低い	
		大雪山系を源とする多くの河川が市内に貫入	河川環境，生物移動空間の劣化懸念		避難経路としての接続性が不十分	自然豊かな旭川を象徴する景観資源としての活用余地がある	多様な自然とふれあう機会が限定的
		貴重な鳥類，希少植物など生息生育環境を有する	動植物の生息生育環境の喪失・撹乱懸念		ヒグマやエゾシカなど野生生物による被害への懸念		
社会		人口減少が進展（10年後には28万規模へ）		中核都市に対する人口流出抑制への期待拡大	安全安心への希求増大		高齢者の憩いへの希求の増加，公園遊具の利用低下
		少子高齢化が進展（老年人口は40%超え，年少人口は10%未満へ）	自然環境を享受するニーズが多様化	スポーツを取り巻く環境の変化，子育てなど教育環境充実化への要請	避難経路のバリアフリー化が不十分		
		中心市街地の空洞化が進展		都心のにぎわいや快適性の低下，コロナ禍後の産業の振興		都心部の景観的なシンボルとなる緑が弱い	都心の潤い魅力の低下
		開発圧力の低下，市街地拡大の抑制	既成市街地内の樹林地が希少化	規模の小さい公園の増大，公園施設のマンネリ化			
		財源，予算の縮減傾向	保全施策にかける予算の確保が困難	公園施設の老朽化，維持管理負担の増大			
		町内会加入率の低下		地域コミュニティの衰退，地域清掃や公園維持管理に担い手不足	要配慮者への防災支援が不十分		地域コミュニティの交流活動が停滞気味
		市民活動や協働への期待感	環境に関わる市民活動やNPO団体等の活動数が頭打ちで協働体制が不十分		防災面で地域協働システムが不十分		市民の楽しみ増進のための普及啓発が不十分
みどり	全体	河川，丘陵地，田園の緑に依存した構造を有している	街の緑が弱く，河川，丘陵地，田園の保全と活用が不十分				
	街の緑	一人当たりの都市公園面積は着実に増加		維持管理負担の増大，施設内容が重複，量より質への希求、画一的な施設整備の限界	防犯防災機能の充実が一部，不十分		
		20年以上経過した公園が9割，狭小な公園（1000m2未満）が1/4を占める				樹木の老木化	バリアフリー化の対応が立ち遅れ
		狭小な多数の児童遊園がある（285箇所）		規模が小さく同様な遊具で機能重複	遊具の安全管理負担が増加		
		公園緑地の整備が未充足の地区がある	整備における生物多様性の視点が未整備	住区基幹公園や都市基幹公園の適正配置が一部で不十分	広域，一次避難地の機能強化が不十分		画一的な整備から地域ニーズへの対応へ
		街路樹の推移は横ばい	生態回廊的な対処が限定的	危険木の発生，維持管理負担の増大	避難路のネットワーク形成が不十分	強剪定による景観劣化	補植更新時に市民理解が得られないケースが増加
		小中学校，行政施設，幼稚園などの公共公益施設の緑化が立ち遅れている		施設と一体となった取組みや先導的役割が限定的			緑を介した情操，環境教育の充実が弱い
		商業地や民有地は緑化状況は全体的に低い	民有地緑化修景の誘導取組みが有効に展開されていない				
		緑豊かな印象は，丘陵地周辺など高いが市内全体でみると希薄	効果的な緑化推進や保全が不十分				
		公園緑地の整備は，古くからの市街地が高密度で公園緑地などが少ない	地区公園クラスの生態的拠点づくりが不十分	住区基幹公園や都市基幹公園の適正配置が一部で未整備	身近な避難地の確保が一部で不十分	緑地などの整備による都市景観の向上が不十分	身近な潤い空間を拡充に欠ける
	河川	市街地に４つ河川が流れる川の街，河川に接続する公園が多い	河川植生の多様性確保，広域ネットワークづくりが断片的	河川空間の多様なレクリエーション活用，ネットワークが不十分	防災面の避難経路，拠点性が弱い	母なる河川景観の保全，創造が不十分	
	田園の緑	豊かな農地の減少，後継者不足	農地の減少と耕作放棄地の発生	ガーデニングや市民農園，地産地消などの動向に応答が限定的		耕作放棄地や不法投棄による景観劣化	
		食への安全志向，市民農園等の農の生活文化の高まり					生きがいづくり，交流促進による愛着のもてるまちづくりへの仕掛けが限定的
	全体	市民協働の定着，多様な市民活動の展開	自然環境保全の活性化，担い手育成の遅れ		防災協働の強化が立ち遅れ	都市景観の向上に向けた市民協働機会が限定的	
		市民評価は自然環境に対して高く，公園，遊び場に対してやや低い	市民評価は横ばいか低下傾向	「悪い」が減少傾向も「良い」が横ばいと評価が低い			市民の満足度向上に向けた対処が未確立

＜凡例＞ 今回の重点課題

３ 緑の基本計画の目標と基本方針

3-1） 緑の基本計画策定の基本視点

本計画では、わが国及び旭川市の社会動向を背景に、課題等を踏まえ、次の５つの基本的視点を設定します。

１．人口減少への視点

わが国の総人口は、平成１７（2005）年から人口減少に転じ、旭川市においても同様の傾向にあり、現在約31.3万人の人口が１０年後には約28万人への減少が推計されています。人口減少に対しては、子どもを産み育てる環境や、生き生きと暮らすことができる生活環境を整え、出生率の上昇と人口流出を抑制する取組が必要です。また、まちの魅力を高め、それをＰＲすることで外から人を招き入れる取組も重要となります。

２．高齢化の進行への視点

高齢化率が、現在の35.7%（2025年10月現在）から10年後には約40%となることが予測されています。人口減少と相まって、高齢化が進行することによる地域コミュニティの機能低下が危惧されます。人と人の結びつきをより強固なものとし、地域を熟知する市民が互いに助け合い、支え合うことが大切です。行政との適切な役割分担のもとで、連携して課題解決に取り組んでいく体制づくりが必要となります。

３．厳しい財政状況への視点

経済低迷や人口減少に伴い、財政状況が厳しさを増していくことが見込まれています。厳しい財政状況に対しては、市民一人一人がまちづくりの担い手であることを強く認識し、市民が主体となった取組や、市民協働による取組が大切です。また、より一層の選択と集中による効果・効率的な財源配分と、持続可能な財政運営が必要となります。

４．防災・危機管理への視点

東日本大震災以降、ゲリラ豪雨などの風水害といった自然災害が頻発する中、国を挙げて大規模自然災害に備えた強靭な国土づくりが進められています。本市に適した安全・安心なまちづくりや、市民の暮らしへのリスクを最小限に止める危機管理体制の強化も求められています。

５．生物多様性の保全及び野生生物対策への視点

現在、世界規模で地球温暖化や破壊等による環境問題、生物多様性の損失が深刻化しています。わが国においても福島第一原発事故以来、エネルギー政策や地球温暖化対策が大きな転換期を迎えており、自然と共生した生活環境の充実が求められています。また、近年ではヒグマなどの野生生物が人間の生活圏に出没する事例が増加しており、生物多様性の保全の視点を踏まえつつ、生活空間の安全安心を担保するためのみどりのあり方について、検討が必要となっています。

3-2) 旭川市のまちづくりの基本的な考え方

①目指す都市像

第8次総合計画基本構想では、まちづくりの基本的な考え方の一つとして、「豊かな自然や都市機能が調和した旭川らしい暮らしの充実を目指す」としており、「目指す都市像」を次のとおり設定しています。

＜目指す都市像＞

世界にきらめく　いきいき旭川

～笑顔と自然あふれる　北の拠点～

3-3) 緑の基本計画の目標と基本方針

①緑の基本計画の目標

旭川市は、雄大な自然に恵まれ、石狩川をはじめとする豊かな河川や田園の広がりを有する積雪寒冷地の中核都市です。近年の人口減少、高齢化の進行、厳しい財政状況、防災・危機管理、生物多様性の保全の5つの基本的視点に対し、旭川市民が誇りを持って住み続けることのできるみどりづくりが求められています。

賑わいや活力、安全・安心、自然や田園との共生、様々な世代の豊かで快適な暮らしの実現に向けて、市民が一体となって旭川独自のみどりを創りあげることを目指し、本計画の目標を次のとおりとします。

＜緑の基本計画の目標＞

「豊かな自然と都市が調和する みどりあふれるまちづくり」

～川と田園が育むみどりの文化都市を目指して～

②緑の基本計画の基本方針

本計画の目標の実現に向け、本市の有する特色や課題や踏まえ、基本的視点に対応して５つの基本方針を設定します。

＜基本的視点＞		＜5つの基本方針＞
【人口減少】	→	1.活力を生み出す魅力的なみどりの創出
【高齢化の進行】	→	2.多世代で憩える暮らしのみどりの創出
【財政悪化】	→	3.みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出
【防災・危機管理】	→	4.安全・安心で誰にもやさしいみどりの創出
【生物多様性の保全】	→	5.健康で多様な自然と共生するみどりの創出

基本方針１．活力を生み出す魅力的なみどりの創出

これからの成熟社会には活力や賑わいを与え、市民にも訪れる人にも魅力的なみどりが必要です。戦略的にみどりの骨格を創り、四季折々の魅力を活かしながら、中心市街地の潤い、旭川らしさやにぎわいを生む彩りあるみどりづくりを進めます。

■施策の柱

- 骨格となるみどりの保全・活用
- 中心市街地の潤いづくりの推進
- 旭川らしいみどりのブランド戦略づくり
- にぎわいを生む彩りあるみどりづくり

基本方針２．多世代で憩える暮らしのみどりの創出

少子高齢化を背景に、誰もが楽しめる暮らしのみどりが求められます。地域ニーズに応えつつ地域ぐるみでみどりや花を育むとともに、農を含めた旭川らしい田園文化を育むみどりづくりを進めます。

■施策の柱

- 多世代が多様に楽しめる公園づくり
- 地域ぐるみのみどりと花づくりの推進
- 地域のシンボルとなるみどりづくり
- 田園生活を楽しむみどりづくり

基本方針３．みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出

魅力的なみどりは多様な担い手が連携し、みんなで守り育てていくことが大切です。このような取組をより成熟させるため、リサイクルや省エネルギー化などの維持軽減を含め、持続可能な整備や保全、これを支える仕組みづくりを強化します。

■施策の柱

- 市民協働の促進
- 持続可能な公園づくり
- みどりづくりを支える制度や仕組みづくり

基本方針４．安全・安心で誰にもやさしいみどりの創出

市民の生活には、暮らしの安全・安心を支える防災機能が不可欠です。また、安心してみどりに親しめるよう、高齢者や子育て世代にやさしいバリアフリー化や防犯対策、遊具等の安全管理にも配慮していきます。

■施策の柱

- 防災を支えるみどりづくりの強化
- 誰もが安全・安心に利用できるみどりづくり

基本方針５．健康で多様な自然と共生するみどりの創出

健全な生活環境には、地域の自然が健康であることが重要です。旭川らしい河川環境を活かしてみどりを保全・創出し、地域の生物多様性を確保することが必要です。また、みどりの環境教育を充実し、市民意識を醸成するとともに、みどりづくりの大切さを次世代に伝えていきます。

■施策の柱

- 河川を軸にした生態系ネットワークの骨格づくり
- 生物多様性の拠点と連携づくり
- みどりの環境教育と普及啓発の促進

3-4) 旭川市のみどりの将来像

本計画は、旭川市の主に都市計画区域のみどりづくりの方針を定めるものですが、目標にある豊かな自然と都市機能の調和を図る上で、本市の自然や河川、田園の広がり、生活圏が広域的であることを踏まえ、広域的なみどりづくりと旭川市のみどりづくりの方向性について、模式的に次のように示します。

■広域的なみどりづくりの方向

本市が位置する上川盆地は、石狩川、忠別川、美瑛川などからなる盆地で、本市を含め１市8町が点在しています。上川盆地を縁取る山地丘陵地などのみどりを保全・活用しながら、広域的に貫流する河川軸と豊かな田園の広がりを有機的に結び付け、みどりの魅力を高める必要があります。

また、近年ではガーデンブームの影響により、北海道ガーデン街道が人気を博し、富良野から旭川を経由し当麻町・上川町に抜けるルートを多くの観光客が利用しています。

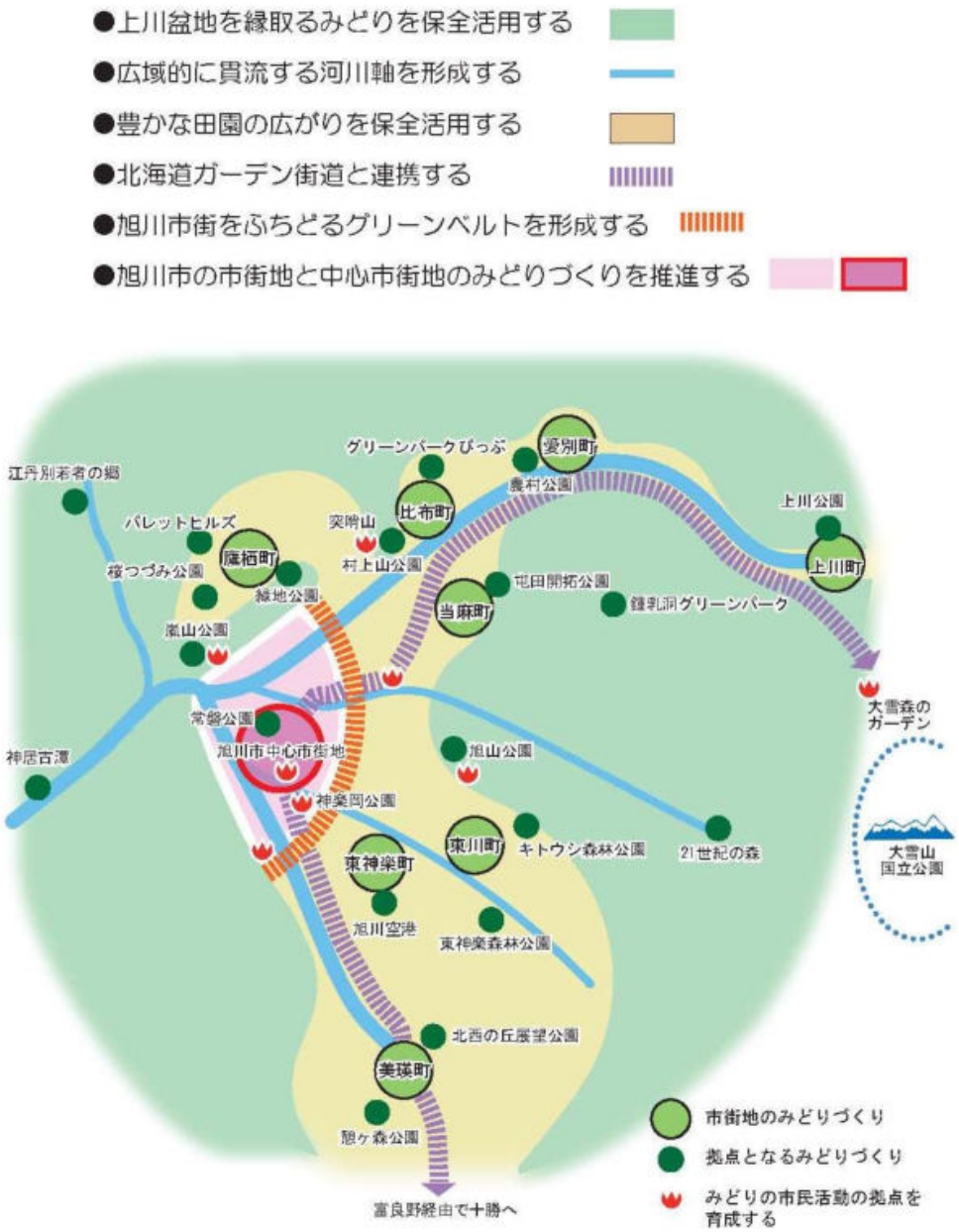

こうした北海道ガーデン街道との連携を図りながら、本市の中心部にある、あさひかわ北彩都ガーデンに多くの観光客を呼び込むと共に、旭川市街をふちどるグリーンベルトを形成する田園風景の保全を図るなど、豊かな自然と都市機能が調和する本市の特徴を広くアピールできるみどりの保全や配置が必要となります。

■旭川市のみどりづくりの方向

本市の中心部には常磐公園をはじめ、神楽岡公園やあさひかわ北彩都ガーデンといった、みどり豊かな公共空間があるほか、石狩川や牛朱別川、忠別川、美瑛川などの河川空間に囲まれています。その中心部周辺に広がる市街地には大小さまざまな公園が点在しており、それらが幹線道路や河川により有機的に結びつき、みどりのネットワークを形成しています。また、市街地外縁部からは田園風景が広がり、大雪山をはじめとする山地丘陵地を望む景観に繋がっていきます。このように中心部から市街地、田園地帯、丘陵地帯へと広がる、本市のみどりの繋がりを保全し磨き上げて活用することで、本市のみどりの魅力を高め、さらには活力を生み出していく取組が必要です。

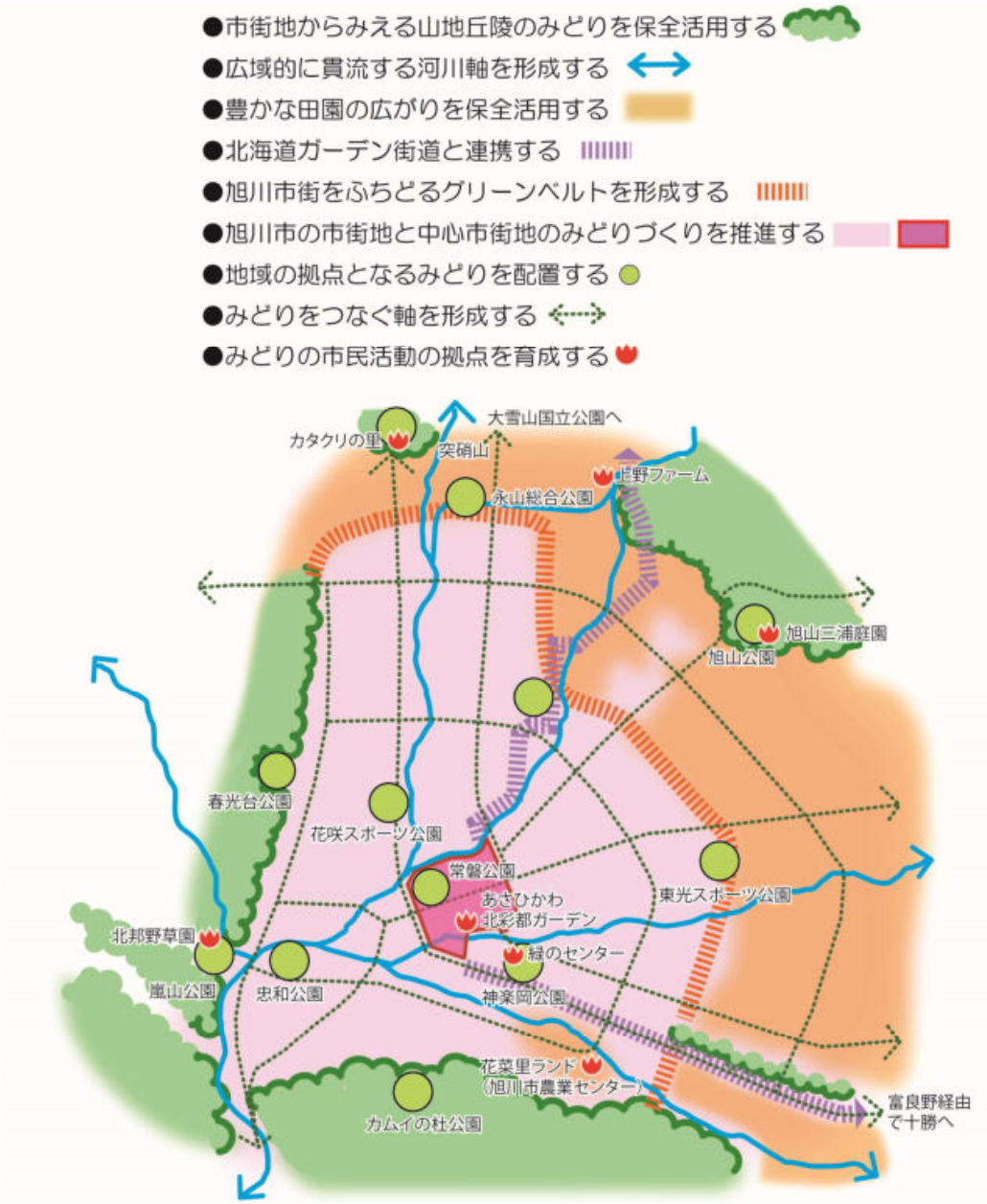

3-5) みどりの将来像の実現に向けた数値目標

みどりの将来像の実現に向け、具体的な数値目標を設定します。なお数値目標は、成果目標（アウトカム）であることに留意し、みどりの面積などの量的な目標値のほか、市民の満足度など質的な目標値をあわせて設定します。

数値目標の設定は、次のとおりとします。

① 本計画の目標である「豊かな自然と都市が調和する、みどりあふれるまちづくり」に対し、全体の計画評価となる数値目標を2つ設定する。
② ５つの基本方針毎に、それぞれ2つの数値目標を設定する。

※アウトカム
施策・事業の結果として、市民生活等に及ぼす影響

①計画目標の数値目標

本計画の目標は、本市の恵まれた自然と、その中で育まれた文化を再認識し、そうした特徴や魅力を最大限生かすことで、市民と一体となって旭川独自のみどりを創りあげるためのものです。そのための数値目標は、市街地における総体的なみどりの量を示す緑被率を増やすこととするとともに、市民と一体となった取組を進めるため、自然や公園の市民満足を向上させることとします。

■計画目標の数値目標

豊かな自然と都市が調和するみどりあふれるまちづくり
～川と田園が育むみどりの文化都市を目指して～

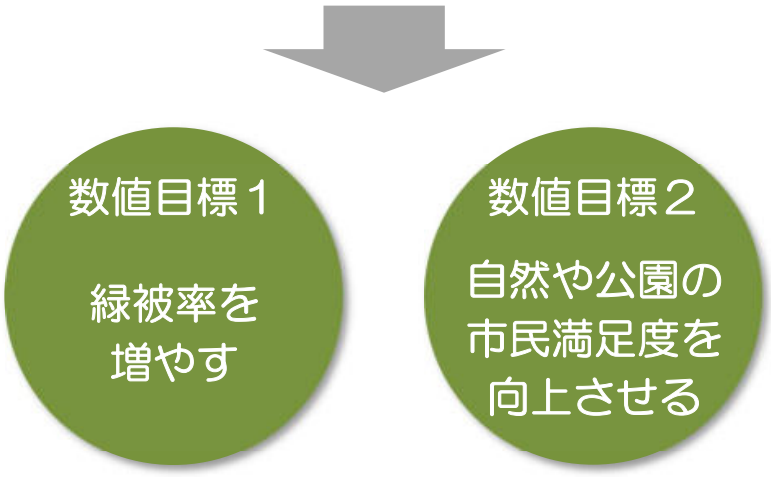

■数値目標１　緑被率をふやす（市街地のみどりの量を増やす）

旭川市のみどりの量は、市街化区域の面積に対する割合（緑被率）が、平成26（2014）年から10年間で21.3%（補正値）から26.1%となり、約4.4%増加（R7緑被現況調査/旭川市）しました。

一方、市街化区域にはさまれる河川区域は日常生活に身近な、旭川らしいみどりの空間といえます。この市街地の一部とみなされる河川区域面積を加算すると、令和７（2025）年時点で、緑被率が32.7%となっています。これは、市街地の建物が減少するなど草地化が進んだことが一つの要因と考えられます。

一般に「みどりが豊か」と評価される緑被率は30%程度といわれていることから、令和17（2035）年までに緑被率30%に高めていくことを数値目標としていました。今回調査の結果、現状で目標値を達成していますが、引き続きみどりの増進に努めることが重要と言えます。

このため、今回の改定で目標値を引き上げ、35%を新たな目標値とします。

数値目標１：緑の量を増やす（緑被率の増加）

＜効果測定：市街地に対する緑被面積と割合＞
*ただし、市街化区域に挟まれた河川区域面積（808.2ha）を加算する

H26：2,476.7ha/28.3%→R7：2,822.8ha/32.7%→R17：3,113ha/35%
＊一般的に緑被率30%以上が「みどりが豊か」の指標とされる。

■数値目標2　自然や公園の満足度を高める（市民評価の増進）

旭川市で定期的に実施している「市民アンケート」では、「自然」に対する満足度（よい・まあよいの合計）は微増の傾向にありますが、「公園や遊び場」に対する満足度（よい・まあよいの合計）は、低下しています。どちらも前回調査と大きな変化がなく、それぞれ約6割、約3割程度の評価となっています。

人口減少や少子高齢化、市民ニーズの多様化などを踏まえ、市民のみどりに対する満足度を高めていく必要がありますが、これまでの傾向を踏まえ、本計画では、令和17（2035）年までに、「自然」は70%、「公園や遊び場」は40%に満足度を高めることを数値目標とします。

数値目標２：自然や公園の満足度を高める（市民評価の増進）

＜効果測定：市民アンケート及び緑に関する市民アンケートによる評価＞

「自然」の評価　　：H27：59.0%→R7：61.9%→R17：70.0%
「公園や遊び場」の評価：H27：32.4%→R7：32.8%→R17：40.0%

・H9より2-3年おきに実施中。直近はR7に実施
・配布数は3,000、回収率は約50.3%
・「よい」「まあよい」の数値合計による割合算出

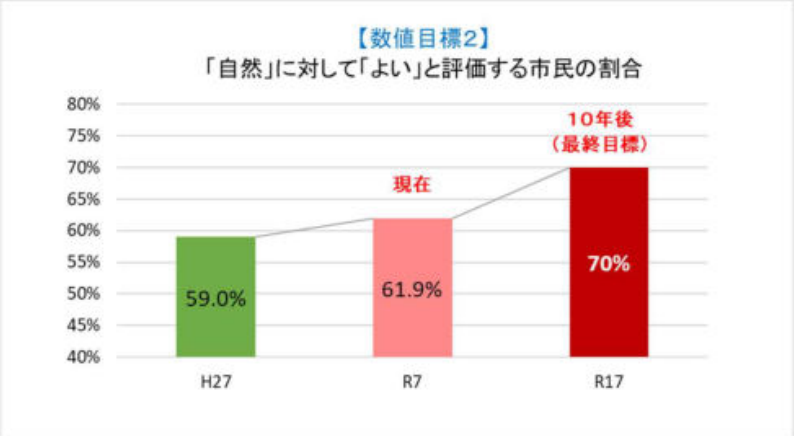

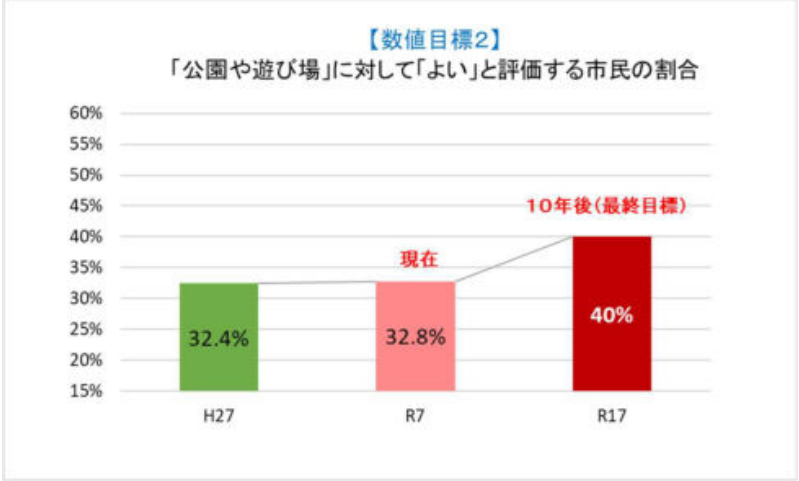

②基本方針の数値目標

基本方針の数値目標は、次のとおりとします。

■基本方針の数値目標

❶基本方針１　活力を生み出す魅力的なみどりの創出

基本方針１は、特に中心市街地にふさわしい、魅力的なみどりの創出から活力を生み出そうとするものです。そのため【都心が「みどり豊か」と感じる市民をふやす】ことと都心部における【効果的なみどりを増やす】ことを数値目標とします。

■数値目標１－１　都心が「みどり豊か」と感じる市民を増やす

令和７（2025）年に行った「みどりの市民アンケート」では、都心（買物公園や旭川駅周辺）が「みどりが豊か」と回答した市民の割合は67.3%で、前回調査より7.2%増になっており、令和１７（2035）年の目標値70%に着実に近づいています。今後も引き続き、都心のみどりづくりを進めていきます。

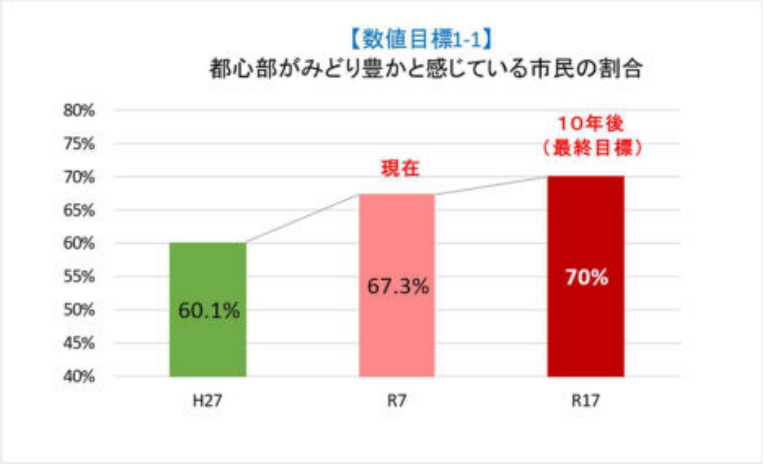

■数値目標１-２　効果的なみどりを増やす（緑視率の増加）

都心部の平均的な緑視率（人の視野でみたみどりの割合）は、11.4％（H19年～21年実施）となっています。これは「NPO法人緑の探検隊」による調査結果に基づくものでした。現在では、全国的に緑視率の調査手法の検討が進み、調査手法の簡便化が図られていることから、調査手法の見直しを行い、今後、新しい手法に基づく現況値の把握を行います。

また、植栽する場所が限られた都心部では、みどり豊かと感じるために効果的なみどりの増進が大切と考え、街路樹の健全な生育を図る管理や沿道緑化の推進などに努めて、みどりを感じる街並みづくりを進めてきており、緑視率の数値目標については、令和７（2025）年までに約14%増となる25%としました。

＊一般に「みどりが多い」と感じる緑視率は25%以上であるといわれています。（国土交通省資料）

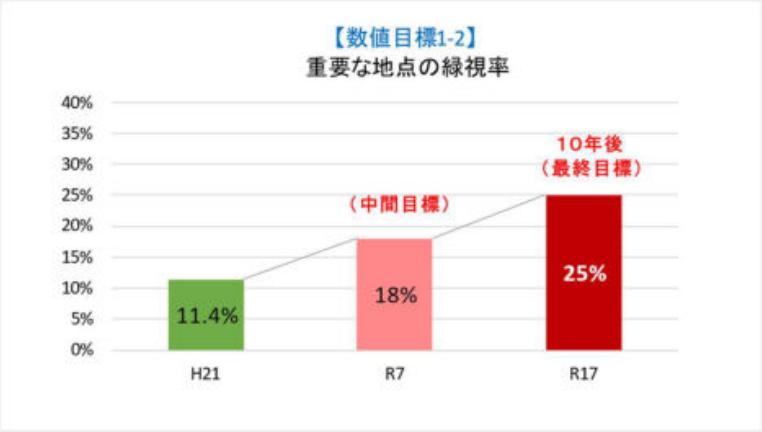

❷基本方針２　多世代で憩える暮らしのみどりの創出

基本方針２は少子高齢化により変化する地域ニーズに応えつつ、市民にとって身近な生活空間の中で、憩いや潤いのあるみどりを創出しようとするものです。そのため、【住まいのまわりが「みどり豊か」と感じる市民を増やす】ことと【農園やガーデニングを楽しむ市民を増やす】ことを数値目標とします。

■数値目標２-１　住まいのまわりが「みどり豊か」と感じる市民を増やす

令和７（2025）年に行った「みどりの市民アンケート」では、住まいのまわりが「みどりが豊か」と回答した市民の割合は77.1%となっており、中間目標とした77%を達成しています。引き続き潤いある生活空間の創出に努め、令和17（2035）年までに約3%増となる80%を目指します。

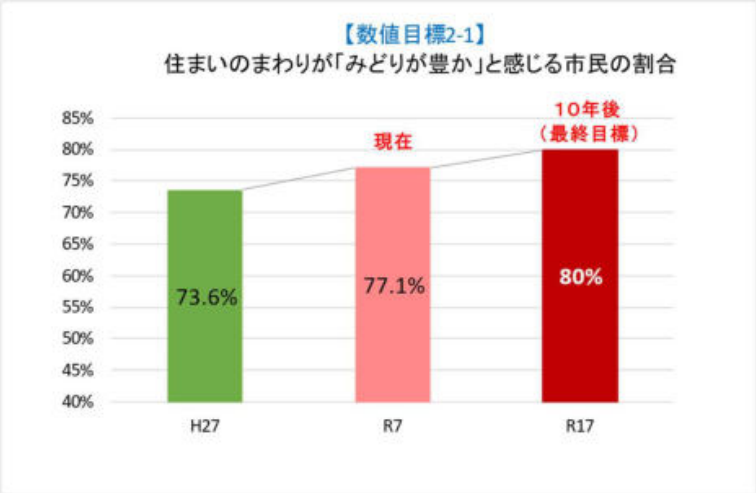

■数値目標2-2　農園やガーデニングを楽しむ市民を増やす

「家庭菜園や庭づくり（貸農園やベランダを含む）をしている」と回答した市民の割合は令和７（2025）年の「みどりの市民アンケート」では、57.5%と6.2%減少しており、高齢化の進行や人口減少により、そうした活動を行っている方々の総数自体が減りつつあると考えられます。これを踏まえ、現在値より低下するのを防ぐ取組を進め、「家庭菜園や庭づくりをしている」と答えた市民（「しているが今後はしない」と回答した方を除く）50.9%と「していないが今後はしたい」と回答した方の11.0%の参加を促すことで、合わせて60%の方々が自然や緑にふれる活動に参加していただくことを目指します。

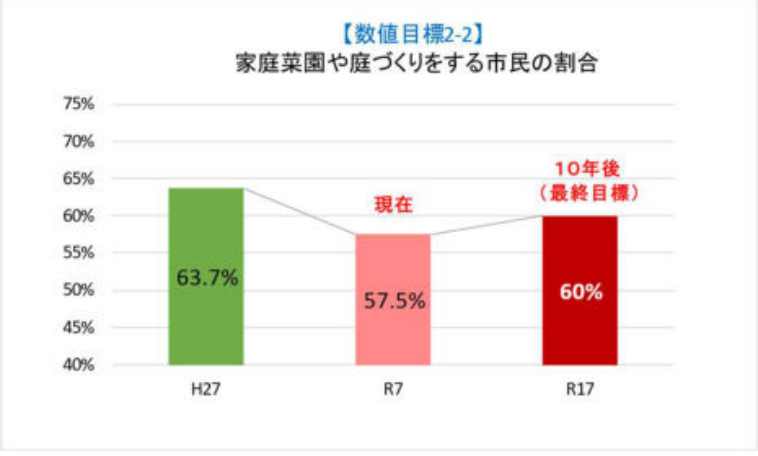

❸基本方針３　みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出

基本方針３は、市民一人一人が多様な担い手となり、みどりを増やし、守り育てていく取組を成熟させようとするものです。そのため【みどりの維持管理を実践している市民を増やす】ことと【みどりにかかわる協働団体を増やす】ことを数値目標とします。

■数値目標3-１　みどりの維持管理を実践している市民を増やす

令和７（2025）年の「みどりの市民アンケート」では、公園・道路の花壇づくりやみどりの維持管理に参加していると回答した市民の割合は8.8%となっており、前回調査より4.8%も減少しています。これもガーデニングなどを楽しむ市民の割合と同様に、高齢化の進行や人口減少、町内会加入率の低下などの要因によるものと考えられます。このような状況を踏まえ、令和17（2035）年には10%を目標とし、現在と同様な参加率を担保する方策を通して、市民との協働によるみどりづくりを守っていきます。

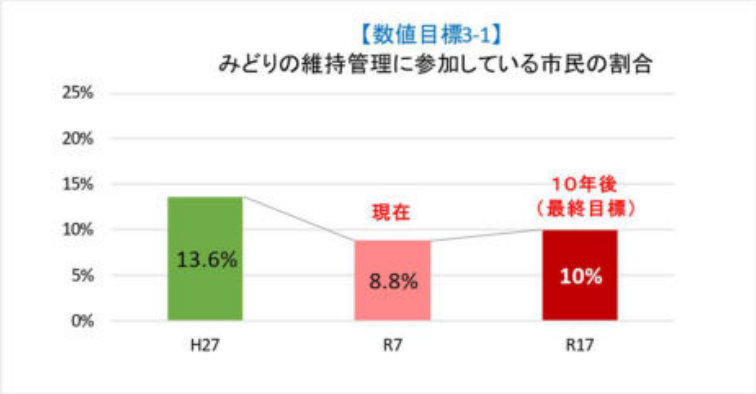

■数値目標3-２　みどりにかかわる協働団体を増やす

「みどりにかかわる協働団体」は、令和７（2025）年現在367団体となっており、10年間で25団体減少しました。このため、協働団体の活動を支援し、市民と協働する機会を増やすことで、「みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出」の方針全体の底上げを図り、現在と同程度の団体数を確保することを目指し、目標を370団体とします。

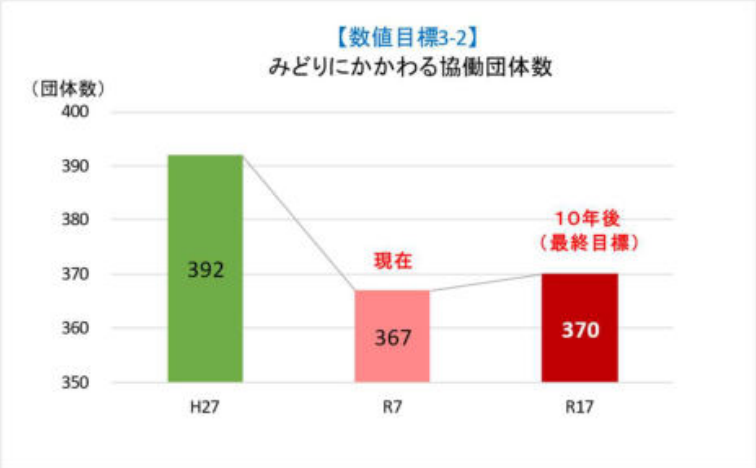

❹基本方針４　安全・安心で誰にもやさしいみどりの創出

基本方針４は、市民生活を支える防災機能の向上を図ると共に、バリアフリー化や防犯対策を進めることで、様々な世代で安心してみどりと親しめるよう、誰にもやさしいみどりを創出しようとするものです。そのため【公園施設のバリアフリー化を充実させる】ことと【公園緑地の安全・安心感を高める】ことを数値目標とします。

■数値目標4-１　公園施設のバリアフリー化を充実させる

旭川市では現在、公園緑地のバリアフリー化整備を進めていますが、その進捗率は令和７（2025）年現在18.5%と前回より1.5%増にとどまっています。

安全・安心で、多世代が利用しやすい施設環境を充実させていくために、公園緑地のバリアフリー化事業を利用の多い身近な公園で集中的に実施し、バリアフリーの恩恵をより多くの方々が体感できる方向にシフトします。これにより、単にバリアフリー化率を追い求めるだけでなく、効果的なバリアフリー化を推進します。

そのため、実情に合わせ令和１７（2035）年の目標値を20%としますが、現在以上の利便性の向上を目指します。

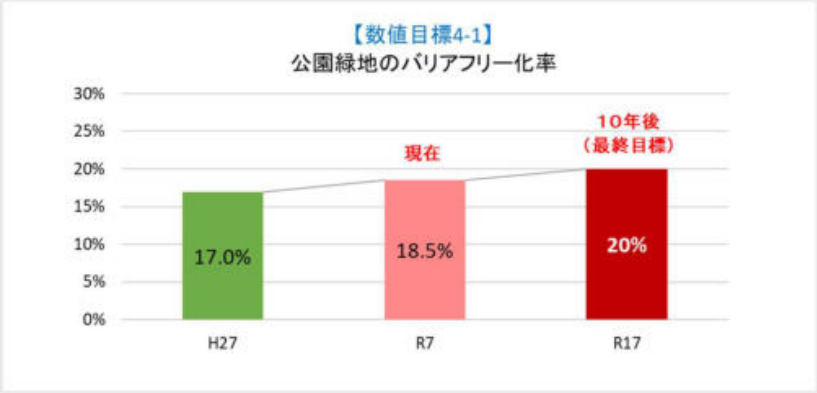

■数値目標4-2　公園緑地の安全・安心感を高める

令和７（2025）年現在、公園緑地が「安全（事故など）」と感じる市民の割合は47.7%、「安心（防犯など）」と感じる市民の割合は37.7%となっています。両数値とも着実に向上していますが、安全・安心を推し量る人々の基準が多様化（鳥獣害や災害など）しており、これまでになかった問題が増加し、きめ細い対策を求められると考えられることから、ふたつの目標それぞれについて、令和17（2035）年に50%とすることを目標とします。

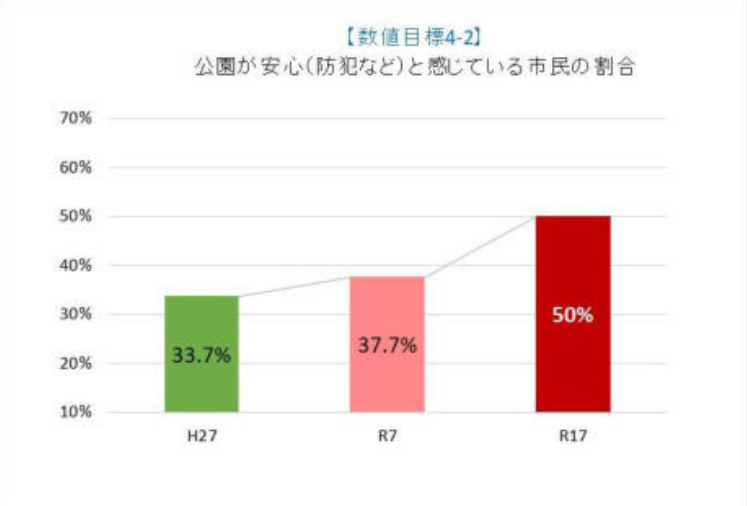

❺基本方針５　健康で多様な自然と共生するみどりの創出

基本方針５は、地域独自の生物多様性を保全、創出しエコロジカルネットワークの形成や環境教育の充実から、地域の自然を健康にし、自然と共生するみどりを創出しようとするものです。そのため【永続性のある緑地の面積を増やす】ことと【みどりの普及啓発活動に参加する市民を増やす】ことを数値目標とします。

■数値目標5-１　永続性のある緑地の面積を増やす（地域制緑地を含む）

都市公園などの施設緑地と、規制誘導による地域制緑地の合計20,749ha（R7）が永続性の高い緑地となっています。

市民ニーズに合わせ必要な緑地を確保していくとともに、民間所有の樹林地等についても規制誘導方策を適切に講じ、令和17（2035）年までに現況値以上の緑地面積となる21,000haを数値目標とします。

■数値目標5-2　みどりの普及啓発活動に参加する市民を増やす

令和７（2025）年現在、市内で行われている花やみどり、環境についての講習会やセミナーに参加したことのある市民の割合は9.2%と減少しており、今後も高齢化の進行による減少が予想されます。「みどりの市民アンケート」の回答の傾向を見ると「参加していないが今後は参加したい」市民の割合が29.3%となっており、参加者数の増加が期待されます。このことから、市民の実態に沿って「参加した人」の値9.2%に「今後は参加したい」と回答した人の割合を加算した値１５%※程度を令和１７（2035）年の目標とします。

※「参加した」と回答した人の約50%減算した値の4.6%に、「参加していないが今後は参加したい」と回答した方の50%程度の値の10.3%を加算した値

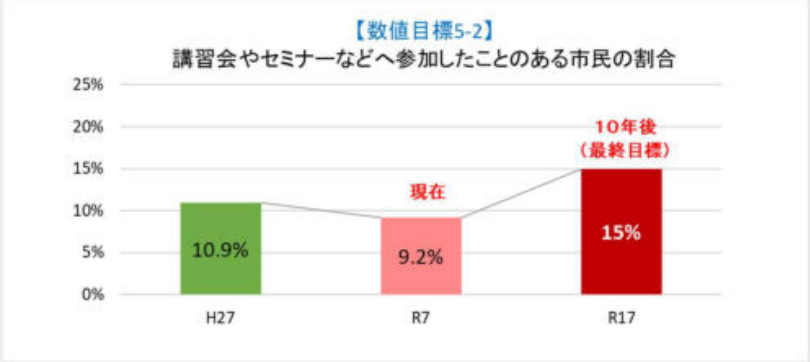

3-6) 緑の基本計画の体系

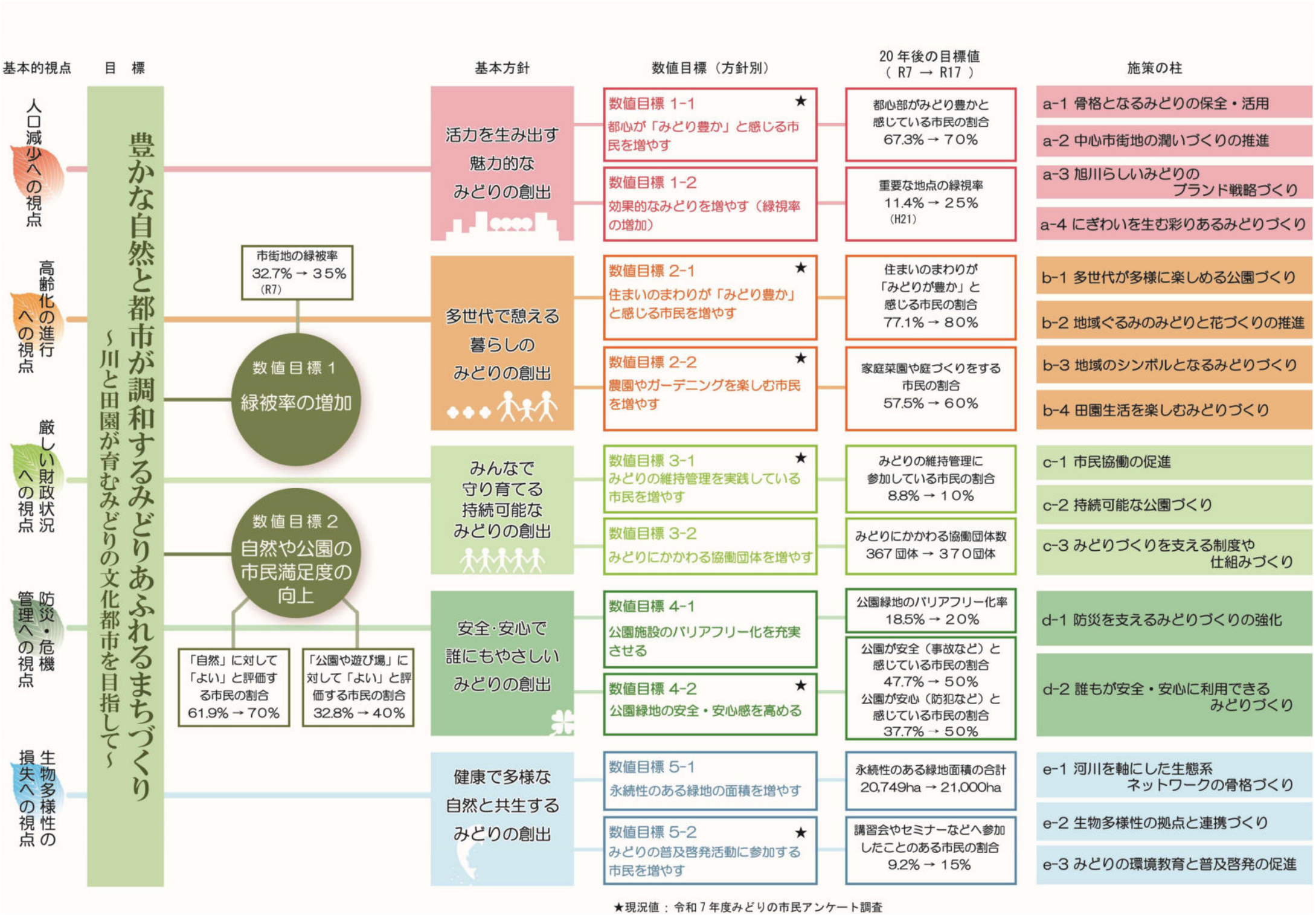

★現況値 ： 令和 7 年度みどりの市民アンケート調査

４ みどりの配置方針

基本方針に基づき、みどりの配置の考え方を整理し、その方針及び方針図を設定します。

4-1)総合的なみどりの配置方針

みどりの配置は、次の４つの系統で考えることが基本とされています。

みどりが有する４つの機能、環境・レクリエーション・防災・景観に対応し、①環境保全系統、②レクリエーション系統（利用機能）、③防災系統（防災機能）、④景観系統（修景機能）の配置方針を設定します。

なお、①環境保全系統では、環境保全を構成するみどりのうち、生物多様性の保全（エコロジカルネットワーク）のための配置方針も設定します。

① 環境保全系統(存在機能)
- 自然との共生など環境保全の充実を図るみどり
- 生物多様性の保全系統を形成するみどり

② レクリエーション系統(利用機能)
- 多様化する余暇活動の場として効果的な配置を図るみどり

③ 防災系統(防災機能)
- 災害の防止や避難地などとしての役割の充実を図るみどり

④ 景観系統(修景機能)
- 良好な都市景観形成を担うみどり。

以上の４つの系統別に配置を検討します。なお、みどりの配置方針の基本的な考え方は、次の４つとします。

※以下、文中に表記される都市公園のうち、主な公園の種別は以下のとおり。

街区公園
主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、１箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。

近隣公園
主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、１箇所当たり面積２ha を標準として配置する。

地区公園
主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、１箇所当たり面積４ha を標準として配置する。

総合公園
都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ１箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。常磐公園、神楽岡公園などがある。

運動公園
都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ１箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。花咲スポーツ公園、東光スポーツ公園がある。

❶みどりの配置の基本的な考え方

４つの系統別にみどりの配置を検討するにあたって、基本的な配置の考え方を設定します。

旭川市緑の基本計画は、旭川市のまちづくりをみどりの観点で実現していくものです。周辺の自然環境の保全・創出や川のまちを念頭に置き、みどりの都市基盤の形成を目指し、次の４点を配置の基本的な考え方とします。

①市街地に近接する河川や丘陵地の保全（骨格及び縦軸）

市街地を縦断する主要河川や、近郊の丘陵地を保全活用し、旭川らしい骨格となるみどりの配置を目指します。

②拠点及び横断的なみどりの配置（拠点及び横軸）

市街地内に拠点となるみどりを配置するとともに、縦貫する河川に対して、それらを横断的に結ぶみどりを配置します。みどりの拠点は系統別に、中核拠点・地域拠点・サブ拠点に区分し、みどりの機能や特色、配置バランスを考慮して設定します。市街地の外縁に大規模な公園緑地を配置します。

③市街地内のみどりの配置（身近なみどり）

市街地内の残された樹林地について、歴史性や景観にも配慮しつつ保全を図るとともに、公園緑地の確保など身近なみどりを計画的に配置します。

④ネットワークを形成するみどりの配置（ネットワーク）

点在するみどりを相互に結び、ネットワークを形成するみどりを配置します。

みどりの配置は、公園緑地などの施設緑地のほか、地域制緑地（法律や条例による土地利用規制等を通じて確保される緑地）による規制誘導を中心に確保していきますが、市民や地域団体などと協働して保全創出を図ることを重視し、既存の公園緑地の活用や再整備にも力を入れていきます。

❷総合的なみどりの配置方針図

基本となる４つの系統を踏まえ、みどりの配置の基本的な考え方を基に、次のとおり配置します。

■総合的なみどりの配置方針図

以上を総合的なみどりの配置とし、さらに環境保全・レクレーション・防災・景観の系統別の配置を次に示します。

4-2) 環境保全上重要なみどりの配置方針

❶配置方針

環境保全の観点から重要なみどりは、次のような方針のもとに配置します。

①河川のみどりの保全・創出

石狩川、忠別川、美瑛川、牛朱別川のほか、愛宕新川、永山新川の河川のみどりの保全・創出を図り、生物の移動ルートや生息地として、また、都市気候を抑制（「風道」としてなど）できる多自然なみどりを確保します。

②丘陵地及び河岸段丘のみどりの保全

嵐山、近文台、台場、雨紛、春光台、西御料、突哨山、旭山などの丘陵地及び河岸段丘のみどりの保全を図り、郷土を代表する動植物の生息環境を確保します。

③市街地内や近郊のみどりの保全.

護国神社、上川神社、永山神社、旭川神社などの社寺林、台場小、日章小、神居小、青雲小、神居中、東高、教育大などの学校樹林、外国樹種見本林などの保全を図ります。

④生態系に配慮した公園緑地の整備

地区公園以上の大きな公園に、生物多様性に配慮したみどりを保全・再生し、それらの自然環境に親しめる施設や環境整備を図ります。また、河川に接続する公園緑地の自然度向上（エコアップ）を図ります。

⑤ネットワークするみどりの形成

小河川や緑道・道路、緩衝緑地を活かし、ネットワークするみどりを配置します。

⑥農地の保全

周辺の自然環境と市街地をつなぐ農地の保全や活用を図ります。

■環境保全系統のみどりの配置方針図

❷生物多様性の確保に向けたみどりの配置方針

環境保全系統のうち、生物多様性の確保の観点（エコロジカルネットワークの形成）から重要なみどりは、次のような方針のもとに配置します。

① 中核地区

他の地域への動植物種の供給に資する緑地として、旭川市のみどりの骨格を形成する丘陵のみどりを中核地区として位置付けます。

② 拠点地区

市街地とその周辺に存在し、動植物種の分布域の拡大に資する拠点となるみどりとして、多様な動植物の生息・生育空間としてのポテンシャルを有する公園緑地を位置付けます。このうち特に、市街地東側の旭山公園及び市街地西側の嵐山公園は中核拠点とし、これに準ずる地域拠点・サブ拠点を配置します。また、河川に接続する公園緑地について、そのみどりの環境のエコアップを推進します。

③ 回廊地区

中核地区と拠点地区を結び、動植物種の移動空間として、骨格となる河川や丘陵斜面のみどり、緑道やみどりの豊かな道路、グリーンベルトを回廊地区として位置付けます。

④ 緩衝地区

中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存在するために必要なみどりを含む緩衝地帯として、市街地の郊外に広がる水田や畑等で構成される農地の広がりを、緩衝地区に位置付けます。

なお、生物多様性確保（エコロジカルネットワークの形成状況）の評価指標となる目標種の設定は、常磐公園で進められている動植物調査や環境整備等を踏まえ、地域を代表する植生・河川環境に生育する動植物について検討を行います。本計画を推進する中で、市民と共にモニタリング調査を実施したうえで適正に目標種を設定し、その生息数や分布域等の動向を把握していきます。

■生物多様性保全系統のみどりの配置方針

（エコロジカルネットワーク）

4-3) レクリエーションに重要なみどりの配置方針

❶配置方針

レクリエーションの観点から重要なみどりは、次のような方針のもとに配置します。

①住区基幹公園の適正配置

旭川市立地適正化計画と連携し、計画的に近隣公園、街区公園の整備を進めるとともに、多世代が楽しめる公園づくりを進めます。また、児童遊園の見直しを図り、適正配置を進めます。

②利用しやすい場所への主要公園の配置

利用しやすい場所に拠点となるみどりを適正配置します。永山地域に総合公園を新設し、河川によって区切られた地域ごとに１か所の総合公園配置を完了させ、大規模公園配置の偏りを是正します。

③自然に親しむ風致公園の充実や身近な森林の保全活用

旭山公園、嵐山公園の再整備など、自然に親しめるとともに地域行事や観光面にも留意して公園配置の充実を図ります。また、身近な森林の保全活用を進めます。

④河川を利用したレクリエーション活動の場の提供

環境保全上の機能を重視しつつ、水辺の自然に親しむレクリエーションの場として河川敷地を活かします。

⑤グリーンベルトへのレクリエーション機能の誘導

グリーンベルトでは環境劣化の防止を図りつつ、自然環境や農地の保全を図り、田園文化を育むみどりの導入を進めます。

⑥歩行者・自転車ネットワークの配置

散策、休息などの活動に対応したみどり豊かな歩行者ネットワークの形成を図ります。また、地区レベルの緑道整備や自転車道の充実を図り、市街地を周遊できるルート整備を進めます。

⑦都心部レクリエーション空間の配置

都心部に河川と一体となったあさひかわ北彩都ガーデンや宮前公園・常磐公園等のレクリエーション活用を進め、緑道の強化等によりネットワーク化を進めます。

⑧公園機能の役割分担と誰にもやさしい身近なみどりの配置

身近な公園の適正配置を進め、公園機能の役割分担を考慮し、また、障害者や高齢者が利用しやすい、誰にもやさしいみどりの再整備を進めます。

⑨公共公益施設のみどりの配置

公共公益施設に緑地空間を確保するとともに、隣接する公園がある場合には一体的な利用ができるような再整備を進めます。

■レクリエーション系統のみどりの配置方針図

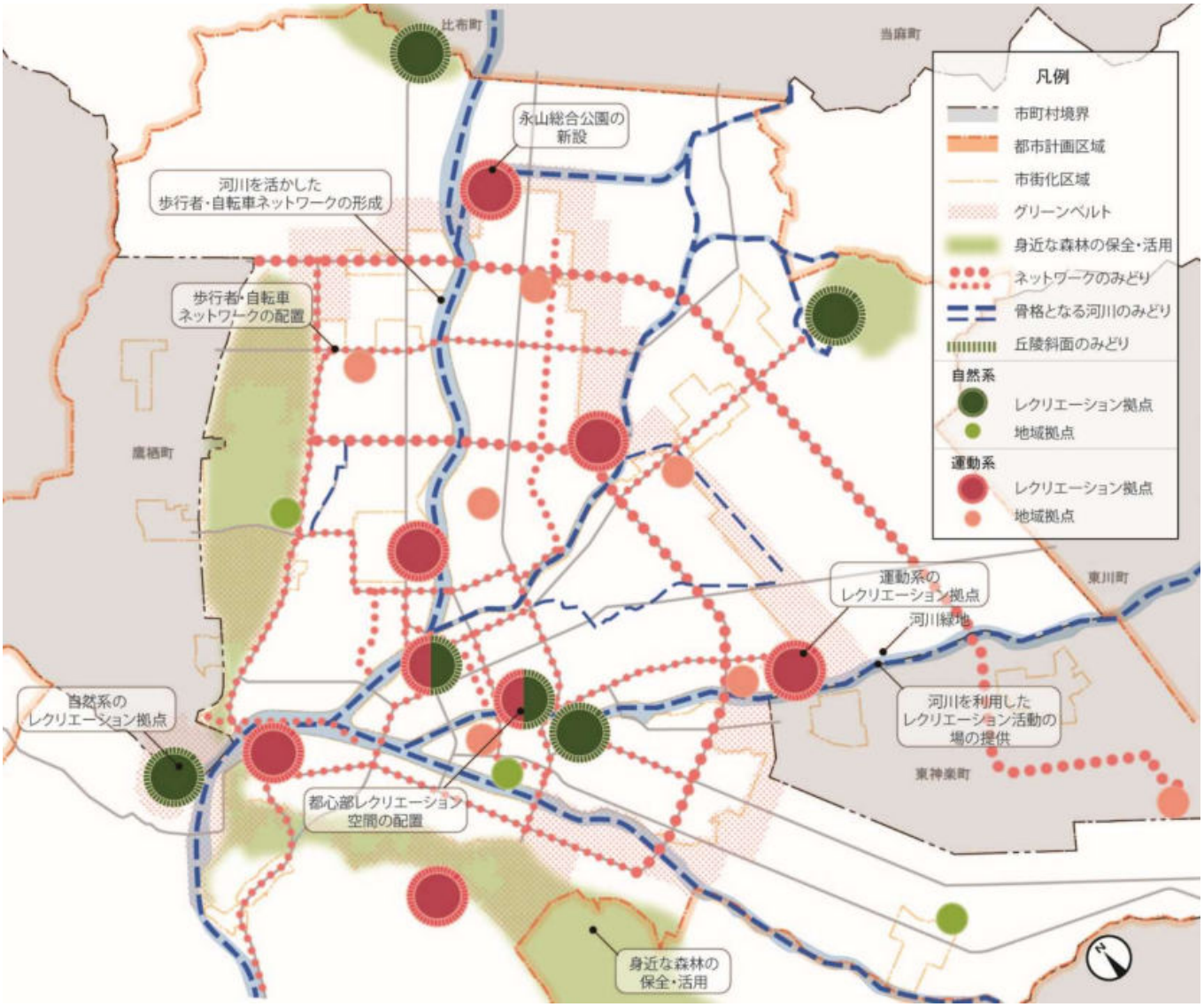

4-4) 防災に重要なみどりの配置方針

❶配置方針

防災の観点から重要なみどりは、次のような方針のもとに配置します。

①丘陵地の保全

斜面の崩壊、土砂流出を防止するため、嵐山、近文台、台場、雨紛、春光台、西御料などの丘陵斜面地や神居山、常盤山、旭山、突哨山、伊之沢山などの樹林地を保全します。

②河川緑地やグリーンベルトの配置

河川緑地やグリーンベルトを配置することで、大規模な避難場所や避難路を確保します。

③身近な避難地・防災拠点の配置とネットワーク化

地震、火災などの災害時における避難場所として、身近な場所に公園緑地の配置を進めます。同時に一次避難場所や広域避難場所として位置付けられる公園緑地について防災機能の強化を図り、東光スポーツ公園を広域防災拠点とした地域防災拠点とのネットワーク化を図ります。

④避難路の配置

避難地と接続する延焼防止などの施策がとられた避難路や防災道路を、幹線道路や河川空間を活用し、防災種別（地震・火災・洪水等）に考慮しながら適切に配置します。

⑤災害の拡大を防止する緑地帯の保全と配置

東鷹栖、日の出などの工業地周辺に緩衝緑地帯を配置するほか、パルプ町など既存の緩衝緑地帯を保全します。また、都心部などの市街地で延焼を防止する街路樹などの配置を図ります。

⑥バイパスなど主要幹線道路沿いの緑地帯の保全

旭川新道、国道 237 号などの主要幹線道路に、振動や騒音を防止するために緑地帯を保全します。

■防災系統のみどりの配置方針図

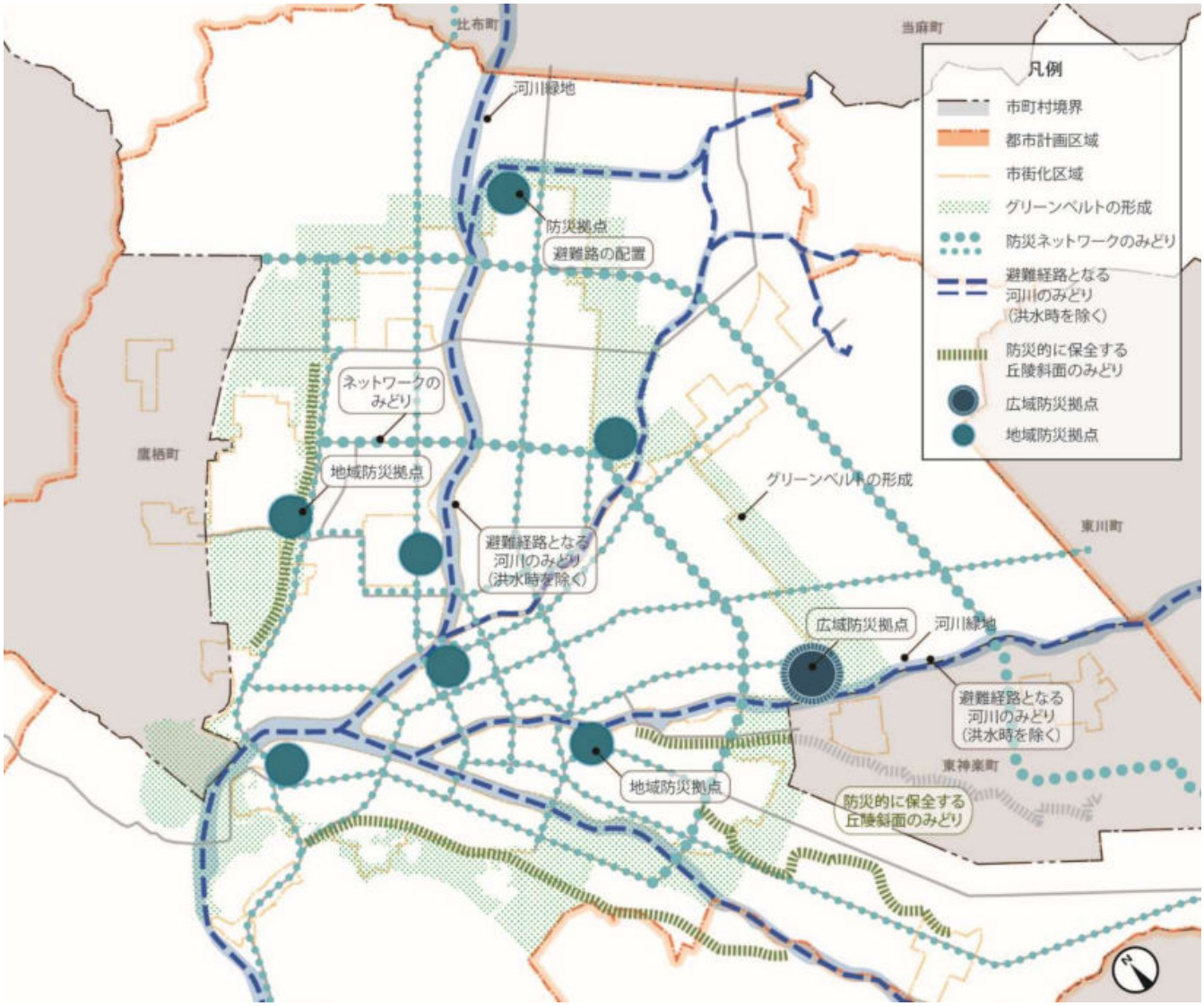

4-5) 景観上重要なみどりの配置方針

❶配置方針

景観の観点から重要なみどりは、次のような方針のもとに配置します。

①市街地に近接する丘陵地の保全

市街地からの視線を受け、みどり豊かな旭川を印象づける市街地近郊の嵐山、近文台、台場、雨紛、春光台、西御料、突哨山、旭山などの丘陵地を保全します。

②市街地内の樹林地の保全や創出

護国神社、上川神社、永山神社、旭川神社などの社寺林、台場小、日章小、神居小、青雲小、神居中、東高、教育大などの学校樹林、外国樹種見本林などの保全を図ります。

③グリーンベルトの形成

市街地のみどりの背景をつくり、田園や河川風景が豊かに広がる都市景観を形成するため、グリーンベルトや河川緑地の形成を進めます。

④まちのシンボルとなる主要道路などの特徴的な景観形成

旭川市に流入する国道やＪＲ沿線、空港からのアクセスとなる道路などで、特に積極的に道路や沿線修景を進め、シンボルとなる景観形成を図ります。また、メルヘン街道や北海道ガーデン街道など、花やみどりにあふれる街のイメージづくりを推進します。

⑤市街地のみどりの配置

みどりが不足している住宅地や商業業務地、工業地帯などの市街地で公園緑地や街路の修景、樹木の保全育成、地域ぐるみのみどりと花づくり、みどりに関する協定づくりなど、市街地全体でみどりの底上げを進めます。

⑥旭川らしい景観形成に寄与する公園緑地の配置

市街地を見渡せる眺望点や河川の主要な眺望点の保全や、地域の歴史・文化・芸術（彫刻等）・田園の楽しみをテーマとした公園を配置するほか、木を用いた施設整備や冬に楽しめる公園活用を通して、四季の移り変わりを活かした旭川らしい景観づくりに寄与します。

■景観系統のみどりの配置方針図

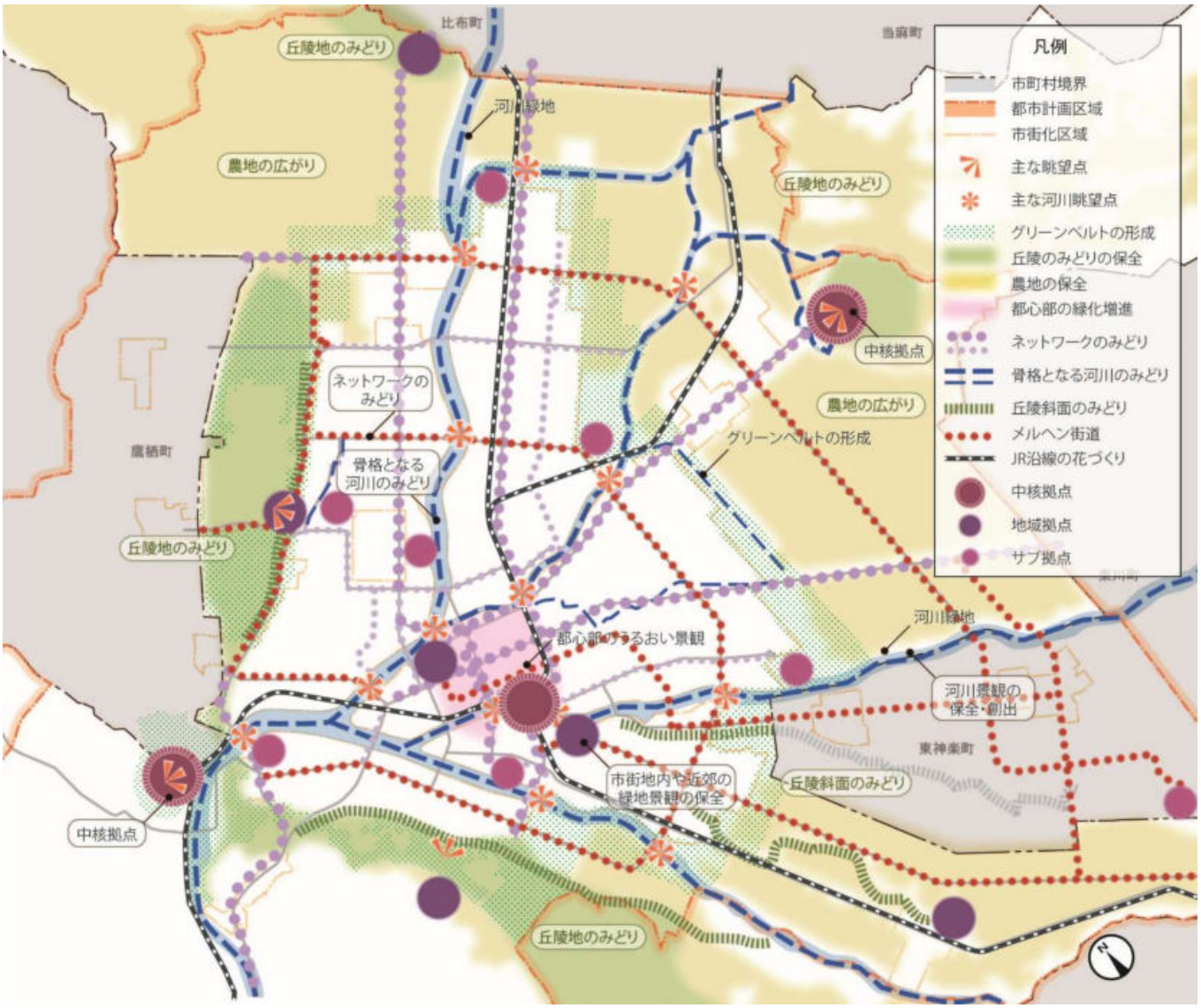

5 施策別計画

３章で設定した５つの基本方針及び施策の柱に基づき、それぞれを構成する施策について整理します。

なお、52 の施策のうち、計画を具体化するうえで特に重要と考えられる施策について、重点施策とします。施策の構成一覧は次のとおりです。

…重点施策

基本方針	施策の柱	主要な施策	
a 活力を生み出す魅力的なみどりの創出	a-1 骨格となるみどりの保全・活用	a-1-1	●特徴ある大きな公園の整備
		a-1-2	●まちのシンボルとなる道路緑化の推進
		a-1-3	●グリーンベルト形成の促進
	a-2 中心市街地の潤いづくりの推進	a-2-1	●拠点となる都心の公園の快適性向上
		a-2-2	●都心のみどりのネットワーク形成
		a-2-3	●都心緑化の推進（民間敷地、屋上・壁面緑化）
	a-3 旭川らしいみどりのブランド戦略づくり	a-3-1	●みどりのブランド戦略の策定
		a-3-2	●まちへ迎える緑化の推進（道路・JR沿線の緑化など）
		a-3-3	●田園文化の育成・創造
		a-3-4	●みどりの広域連携の展開(自然・公園・ガーデン街道等)
	a-4 にぎわいを生む彩りあるみどりづくり	a-4-1	●水に親しめる空間づくり
		a-4-2	●冬の魅力づくり
		a-4-3	●ガーデニングや窓辺緑化の普及
b 多世代で愛える暮らしのみどりの創出	b-1 多世代が多様に楽しめる公園づくり	b-1-1	●地域ニーズにあわせた身近な公園の再整備・新設
		b-1-2	●コミュニティや子育て・健康を育む公園機能の強化
		b-1-3	●児童遊園の統廃合の検討
	b-2 地域ぐるみのみどりと花づくりの推進	b-2-1	●花による緑化の推進
		b-2-2	●再利用樹木事業の展開
		b-2-3	●空地や残地の緑化推進
	b-3 地域のシンボルとなるみどりづくり	b-3-1	●貴重な樹木の保全（保護樹・保護樹林の指定、路傍樹、社寺林）
		b-3-2	●地域ごとのみどりのシンボルづくり
		b-3-3	●地域行事を支える公園づくり
	b-4 田園生活を楽しむみどりづくり	b-4-1	●農地の保全活用
		b-4-2	●市民農園の充実
		b-4-3	●ガーデニングや食など田園文化の創出
c みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出	c-1 市民協働の促進	c-1-1	●住民参加による公園づくりの推進
		c-1-2	●多様な担い手の育成と連携の強化
		c-1-3	●市民主体の緑化活動の支援
	c-2 持続可能な公園づくり	c-2-1	●公園施設の長寿命化の推進
		c-2-2	●資源の循環や省エネルギー化と再生可能エネルギーの活用
		c-2-3	●地域連携による公園管理と弾力運用
	c-3 みどりづくりを支える制度や仕組みづくり	c-3-1	●緑化基金の見直し
		c-3-2	●景観づくり基本計画との連携や緑の保全制度の活用
		c-3-3	●みどりに関する協定づくりの推進（緑地協定・景観協定など）
		c-3-4	●公共施設の緑化推進
d 安全・安心で誰にもやさしいみどりの創出	d-1 防災を支えるみどりづくりの強化	d-1-1	●公園の防災機能の強化
		d-1-2	●防災上重要な場所の保全
		d-1-3	●防災ネットワークづくりの推進（避難地機能の強化）
	d-2 誰もが安全・安心に利用できるみどりづくり	d-2-1	●誰にもやさしい公園づくり
		d-2-2	●公園樹木や街路樹の安全管理と適切な更新
		d-2-3	●防犯面や遊具等の安全・安心づくり
e 健康で多様な自然と共生するみどりの創出	e-1 河川を軸にした生態系ネットワークの骨格づくり	e-1-1	●主要河川の自然保全
		e-1-2	●多様な川づくり・河川の緑化（調整池含む）
		e-1-3	●河川と接続する公園緑地のエコアップ（自然度の向上）
	e-2 生物多様性の拠点と連携づくり	e-2-1	●生態系に配慮した拠点となる緑地の保全及び野生生物への対策
		e-2-2	●ネットワークを支えるみどりの保全
		e-2-3	●身近な森林の保全活用
	e-3 みどりの環境教育と普及啓発の促進	e-3-1	●環境教育の充実・学校教育との連携と支援
		e-3-2	●緑のセンターの充実・強化
		e-3-3	●みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）
		e-3-4	●公的な緑化活動の企画・運営・評価基準の整備
		e-3-5	●生物多様性や脱炭素社会の意識啓発

5-1）基本方針１[a 活力を生み出す魅力的なみどりの創出]の施策

重点施策

基本方針	施策の柱		主要な施策
a 活力を生み出す魅力的なみどりの創出	a-1 骨格となるみどりの保全・活用	a-1-1	●特徴ある大きな公園の整備
		a-1-2	●まちのシンボルとなる道路緑化の推進
		a-1-3	●グリーンベルト形成の促進
	a-2 中心市街地の潤いづくりの推進	a-2-1	●拠点となる都心の公園の快適性向上
		a-2-2	●都心のみどりのネットワーク形成
		a-2-3	●都心緑化の推進（民間敷地、屋上・壁面緑化）
	a-3 旭川らしいみどりのブランド戦略づくり	a-3-1	●みどりのブランド戦略の策定
		a-3-2	●まちへ迎える緑化の推進（道路・JR沿線の緑化など）
		a-3-3	●田園文化の育成・創造
		a-3-4	●みどりの広域連携の展開(自然・公園・ガーデン街道等)
	a-4 にぎわいを生む彩りあるみどりづくり	a-4-1	●水に親しめる空間づくり
		a-4-2	●冬の魅力づくり
		a-4-3	●ガーデニングや窓辺緑化の普及

❶施策の柱「a-1 骨格となるみどりの保全・活用」の施策

a-1-1 特徴ある大きな公園の整備

まちの拠点となる大きな公園は、いろいろな機能をもった魅力ある場所である必要があります。常磐公園をはじめとする総合公園は、それぞれ歴史や地形を活かした施設整備が行われ、多様なレクリエーションニーズに対応しています。今後も「多様な自然にふれることができる」「歴史やアートに親しめる」「農や食に親しめる」などの特徴ある大きな公園の整備を、既存公園の再整備も含めて進めていきます。

また、観光や地域づくりの拠点として、神楽岡公園や旭山公園などの機能強化を図るほか、北北海道のスポーツの拠点である花咲スポーツ公園の充実化や東光スポーツ公園など防災拠点となる公園を計画的に整備するなど、日常的な利用だけでなく緊急時にも機能を発揮できる公園を整備します。

他都市の例を見ると、ネーミングライツや広告収入による財源確保や、Park-PFI制度などの民間活力を活かして公園の整備・活性化を図るなど、持続可能な公園運営の仕組みを取り入れています。本市においても、公園の魅力や利便性の向上を図るため、民間活力を活かした公園づくりの取組の検討と、そのための条例改正や制度の見直しなど、ニーズに応じた柔軟な対応を図っていきます。特に、花咲スポーツ公園については、スポーツ利用のみならず、多様化するニーズを捉えた、地域の賑わいづくりや地域課題にも対応可能な、これまでの公園になかった新しい価値の創出を目指し、さまざまな観点から再整備を推進していきます。

※Park-PFI 制度　民間事業者が公園内に飲食店や売店などの収益施設を設置・運営し、その収益を使って事業者が公園整備などに還元することで、公園の魅力や利便性、市民サービスの向上を図る制度

a-1-2 まちのシンボルとなる道路緑化の推進

大きく美しく育った街路樹や花にあふれた道路では、自然やみどりにあふれ、いきいきとしたまちのイメージをつくります。

このため、市街地内の主要な幹線道路では、風格とボリューム感のある樹木、旭川らしい樹木(ナナカマド等)の育成、花にあふれた道路づくりを進めます。プラタナスやナナカマド並木など既存のシンボル並木を保全するとともに、さらにシンボリックな通りとなるよう努めていきます。

また、沿道民地の緑化推進を誘導するほか、「旭川市道路緑化指針」に基づき、シンボルとなる道路の緑化の推進や既存街路樹の再生を図ります。

併せて、市民が緑の豊かさを実感できる道路緑化等の施策に反映させるため、「緑視率調査」の手法を定め、これを活用した取組を進めて、豊かさを感じる街並みづくりに活かします。

※旭川市道路緑化指針

みどり豊かな旭川を実現するため、道路緑化の推進や既存街路樹の再生のための基本的な方針として、平成２９（2017）年に策定。

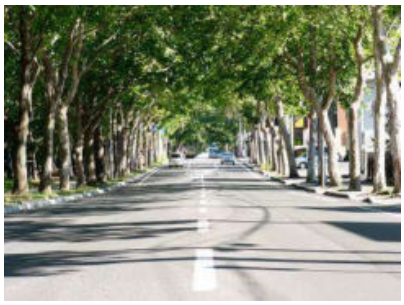

神楽岡地区の見事なプラタナス並木。みどりのトンネルを形成

a-1-3 グリーンベルト形成の促進

グリーンベルト構想は、主要河川や丘陵地を活かし、市街地北部、東部、及び西部の外縁部の農地等を保全あるいは創出して、みどりに包まれたまちをつくる構想です。この農地と丘陵のみどりによって、旭川のみどりの骨格をつくります。

1）グリーンベルト構想の意義

グリーンベルトを形成することは、単に豊かなみどりを保全・創出できるだけでなく、以下のような意義をもっています。

- **豊かな自然環境の回復**
- **市街地に接する樹林地帯の保全と活用**
- **平野部の保全・活用**
- **レクリエーションや防災ネットワークの形成**
- **無秩序な市街地の拡大防止と都市領域の形成**
- **市街地からみえる山並みや田園風景の保全**
- **市民の多様なみどりの楽しみ方の受け止め**
- **市街地外縁の環境劣化の防止**
- **生物多様性の確保とネットワーク化**
- **野生生物の市街地出没を抑制する緩衝帯機能**

■市街地フリンジ（縁辺）の課題と魅力

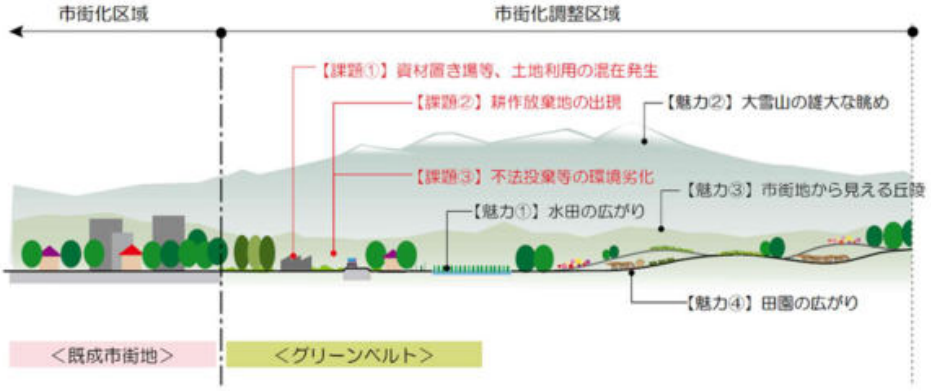

2) グリーンベルト構想の対象範囲と構成

グリーンベルト構想の対象となる範囲は、市街地外縁部の市街化調整区域の田園や丘陵地です。

グリーンベルトは、西部の丘陵地エリアと東部の平地エリアに大きく区分でき、さらに地域ごとに細かく分かれた８つのゾーンが設定できます。

※市街化調整区域

都市計画法では、市街化を促進する区域を「市街化区域」、抑制する区域を「市街化調整区域」として区分されている。市街化調整区域は、都市計画法により建築が認められるものを除いては、原則として建築物を建築、又は増改築することはできない。また、農業用倉庫などの建築が認められた建築物を、工場や貸倉庫などに使用する行為（用途変更）も規制されている。

■グリーンベルト形成の構想イメージ

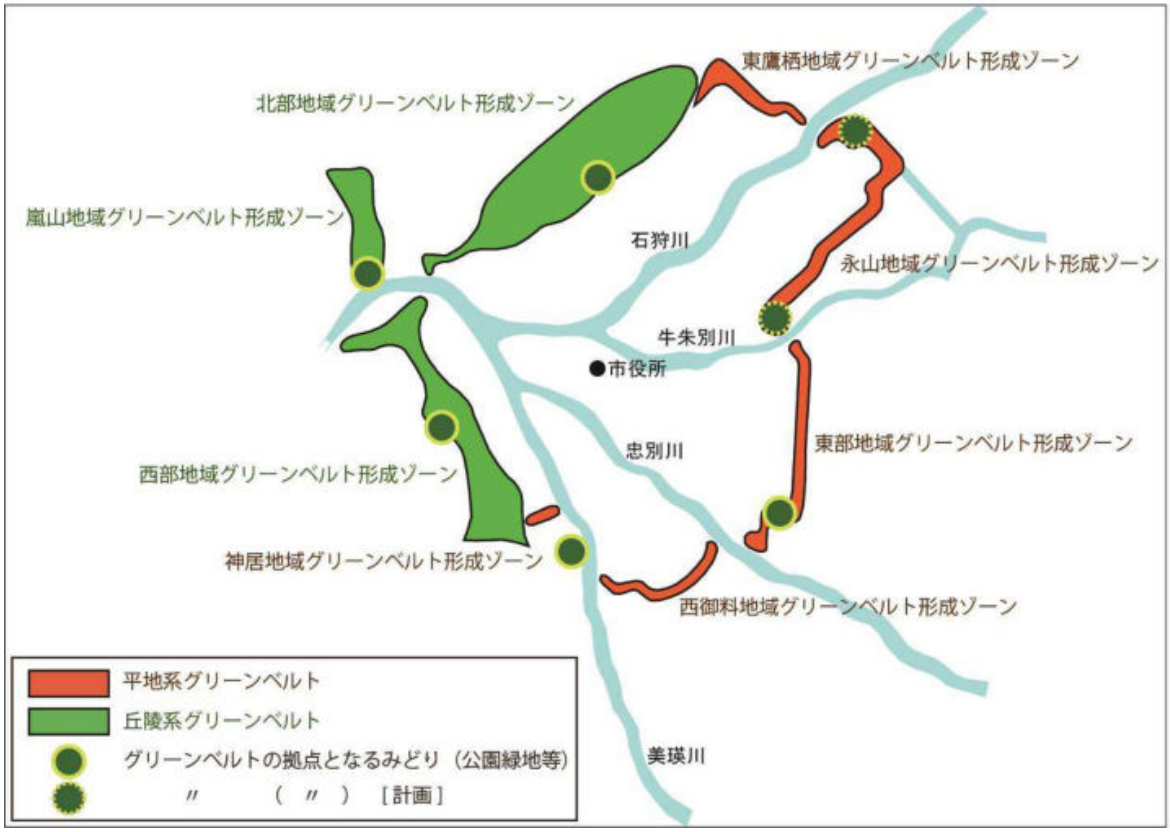

3) グリーンベルト構想実現の要点

市街地外周をみどりの帯で包むグリーンベルトは、延長約４０km、面積約 2,100ha にもおよびます。対象範囲の大部分は民有地であり、広大な面積の公有地化には限界があります。また、現在の土地利用は、樹林地や農地といった緑地となっており、それらを有効に活用した施策の展開や、市街地側の緑化誘導施策によって構想の実現を目指していくことが重要です。

※グリーンベルトの規模

グリーンベルトは、延長約４０km(平地エリア 24km、丘陵地エリア 16km)面積約 2,100ha(平地エリア約 710ha、丘陵地エリア約 1,400ha)になる。

・樹林や農地などの保全・活用のシステムづくり

樹林や農地などの保全や活用を通してグリーンベルトを具体化していくために、必要な範囲(グリーンベルト形成ゾーン)を設定し、その範囲でのグリーンベルトの PR や緑化やみどりの保全を促す制度を運用などグリーンベルトの実現に向けた方策を研究し、実践していくシステムが必要になります。

また、農林部局の森林・農地に関する施策・指針と連携しながら、土地利用の方向性や保全・活用の優先度を共有し、効果的なゾーニングと保全体制の構築を図ることが重要です。

・市民農園など、田園の楽しみを受け止める施設の整備・誘導

市民にとって田園を楽しめる多様な施設機能、例えば市民農園や観光農園、農産物直売所など、身近に農や食に親しめる施設の整備や誘導を進めていくことが必要です。

・拠点的な公園緑地の整備

既成市街地内では確保しにくくなっている公園や緑地、市民農園などをグリーンベルト形成ゾーン内に配置し、グリーンベルト形成の拠点とするとともに、レクリエーションや防災のネットワークを創出して、グリーンベルトの機能を高めることが求められます。

・公共公益施設用地としての利用

都市施設などの用地を積極的にグリーンベルト形成ゾーン内に確保し、それら公共施設を高度に緑化するなど、公園事業だけでなく、公的なさまざまな事業でみどりを担保していくことが重要です。

・法制度の運用による保全・誘導

丘陵地エリアでは、緑地保全地域などに指定することでグリーンベルトを形成し、平地エリア市街地では、法制度の指定とともに市街地側に接する緑化重点地区の緑化推進を進め、緑量アップを図る必要があります。

また、丘陵部においては森林環境譲与税を活用し、間伐・林道整備などによって森林の多面的機能を維持・強化することが、持続可能な森林の維持管理にもつながります。

・環境劣化の防止と生物多様性の確保

現在、不法投棄の増加、耕作放棄地の増加、資材置き場等の土地利用の混在など、環境劣化に対し、利活用を促進するとともに地域で監視を強化するなど悪化防止に努めていくことが必要です。また、野生生物対策を含めた生物多様性の確保とネットワーク形成に寄与していく必要があります。

・啓発・普及施策の展開

既成市街地や市街地外縁は、利害関係が大きく事業化には多くの困難が伴うことから、学校教育への取組やシンポジウムなどの開催を通して、グリーンベルト構想の意義を広め、理解を得ながら事業を進めることが重要です。

・関係機関や関係部署との連携

複合的な公共事業の実施がグリーンベルトの形成に不可欠と考えられることから、さまざまな機関や部署との連携が欠かせません。

4) グリーンベルト構想の具体化方策

連続した幅のあるみどりは、通常の点的、線的なみどりの形成では得られない効果をもたらします。そうした特徴を踏まえ、グリーンベルト構想の具体化方策を次のように設定します。

・緑地帯と融合した農地の保全
・市民の多様なみどりの楽しみ（市民農園等）の整備誘導
・豊かな自然環境を体感できる緑地帯の形成
・河川や丘陵地とつながり、周遊できる緑地帯の形成
・グリーンベルトの核となる個性的な公園緑地の配置
・避難地、避難路となる緑地帯の形成
・平野部のみどりの背景をつくる緑地帯の形成
・フットパスなどによるネットワークの形成
・市街地の輪郭を成し、都市ゲートとなる緑地帯の形成

■平地系グリーンベルト形成のイメージ（田園・平野部）

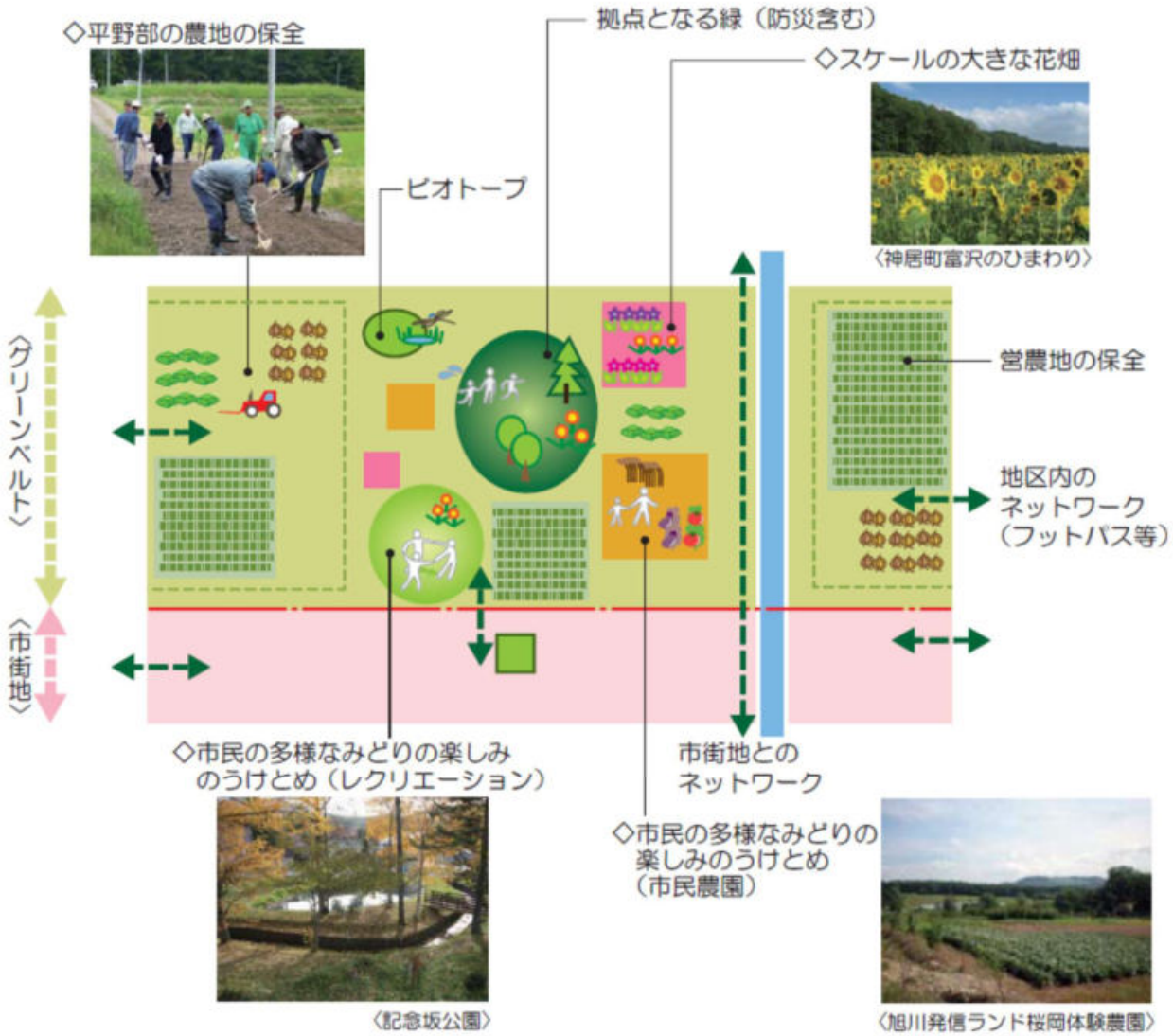

丘陵地エリアについては、近文台・春光台・神岡斜面地など、市街地をとりまく丘陵系の森林等の保全を図っていきます。

この方向性を具体に展開していくために、グリーンベルト形成ゾーンを保全配慮地区あるいは緑地保全地域として指定するなど、積極的に構想の実現に取り組みます。

※保全配慮地区

都市緑地法第４条第２項第３号ハの規定に基づき定められた「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のこと。

※緑地保全地域

都市緑地法に定められた制度で、一定の土地利用との調和を図りつつ、適正な緑地の保全を図ることを目的として、都市計画法第８条に規定される地域地区のひとつ。建築行為などを行う際に、事前に都道府県に届出が必要となり、緑地保全計画に基づいて、必要な措置を命令できる。なお、これに対する損失補償も規定されている。

❷施策の柱「a-2 中心市街地の潤いづくりの推進」の施策

a-2-1 拠点となる都心の公園の快適性向上

旭川市の中心部には、石狩川との連続性や生物多様性に配慮した改修が行われた常磐公園や神楽岡公園の２つの総合公園のほか、市民や観光客の憩いの場となっているあさひかわ北彩都ガーデン、宮前公園、神楽橋下流右岸広場も整備されるなど、旭川駅周辺では快適なオープンスペースの確保が図られ、中心市街地の潤いづくりが展開されています。

今後は、必要に応じて再整備を進め、魅力の向上に努めていきます。

旭川駅舎及び忠別川と一体的に整備された「あさひかわ北彩都ガーデン」

a-2-2 都心のみどりのネットワーク形成

大きく育った連続する街路樹や並木は、美しい都市景観を形成するのに有効です。特に都心部は、高密度な市街地と交通が集中していることから、都市景観上の効果のみならず、火災や自動車公害などの軽減に効果が期待できます。

既存の街路樹を大きくみどり豊かに連続させるよう、シンボリックな通りの延長や街路樹の健全な生育を図る管理により、緑視率を高めるとともに、河川と市街地をつなぐ質の高いみどりのネットワークを形成します。

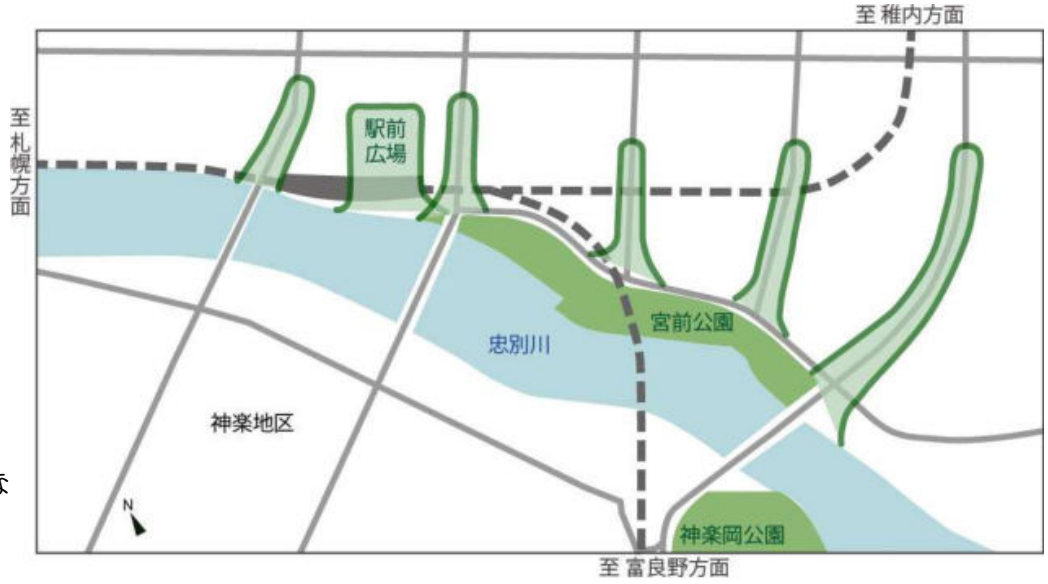

河川と市街地のつながりのイメージ

a-2-3 都心緑化の推進（民間敷地、屋上・壁面緑化）

中心市街地においては、道路空間の緑化のみならず、民間や公共施設の緑化推進が大切です。民間の敷地におけるポケットパークの整備や建築物の緑化誘導（屋上・壁面緑化や花壇づくりなどを含む）を進めるなど、中心市街地の潤いづくりを進めます。

また、民間施設における緑化誘導のため、総合設計制度の推奨や緑化施設整備補助などの誘導方策を検討します。

※総合設計制度

個別建築物に対する規制緩和を行なう建築基準法による制度。一定以上の敷地において容積率の割増しや斜線制限、絶対高度を緩和することで土地の有効利用を推進し、その代わりに敷地内に日常一般に開放された空地（公開空地）を確保させる。

❸施策の柱「a-3 旭川らしいみどりのブランド戦略づくり」の施策

a-3-1 みどりのブランド戦略の策定

「住み続けたい」と愛着を持ち、「住んでみたい」と思ってもらえるような旭川市の「みどりのブランド戦略」を策定します。質の高いみどりの創出とともに独自に、田園、森林や川辺を楽しむことが生活文化として定着するよう、特色ある戦略的な展開メニューを設定します。

あわせて、「川のまち」として、水辺空間の整備や利活用の推進を通じて、「かわ」と「まち」が一体となった賑わいの創出を図る「旭川駅周辺かわまちづくり計画」との連携を深めながら、忠別川・牛朱別川の地域資源を活かした水辺整備・利活用による観光・教育・スポーツ等を通じた新たなまちの賑わいづくりに取り組みます。

また、市民をはじめ観光客や来訪者へのマーケティング・情報発信を積極的に進めるなど、市民の誇りとなるみどりのブランドづくりを進めます。

※旭川駅周辺かわまちづくり計画

忠別川・牛朱別川と市街地をつなぐ水辺空間を活かし、自然・観光・交流が融合した新たな都市環境を創出することを目的とした計画

JR 旭川駅南側地区を拠点に、水辺の整備や利活用を通じて，観光や教育，スポーツなど多様な活動が展開できる場を形成することで河川空間とまち空間を一体的に結び、市民や来訪者が憩い楽しめる景観と回遊性の高いまちを実現し、地域の賑わいと交流人口の拡大、旭川市全体の魅力向上と活性化を目指すもの。

忠別川の親水広場のイメージ

a-3-2 まちへ迎える緑化の推進（道路・JR 沿線の緑化など）

旭川へのアプローチとなる広域的な主要幹線道路(国道、道道など)は、旭川市の第一印象を決定づける重要な道路です。このため、空港や高速道路などから都心に至る主要道路の緑化を強化し、ゲート並木やメルヘン街道整備などによってみどりと自然、生活感、旭川らしさを感じる道づくりを進めます。

これまで道道旭川空港線や市道西神楽３線 7-17 号道路線などで、シンボリックな並木整備を進めてきましたが、今後もまちへ迎える国道や道道の環境整備を働きかけていきます。また、道路花壇づくりなどによって、沿道住民の方々と環境維持を進めていきます。

■メルヘン街道整備概念図

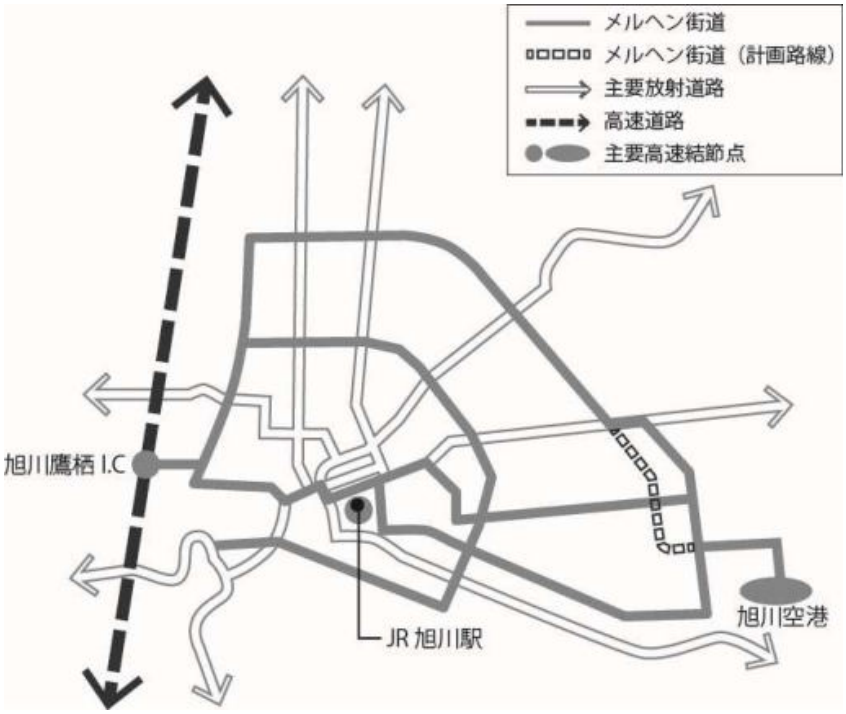

※ゲート並木

旭川へ入る主要な道路に整備する街路樹を指す。特に市街地へ流入する要衝となる場所では、旭川を象徴する樹木などによってまちの入口(ゲート)となるような並木を創出することをイメージした言葉。

※メルヘン街道

まちへ迎える道路の修景ネットワーク。

花と街路樹で彩られたメルヘン街道のイメージ（旭川医科大学前道路線）

また、鉄道沿線の風景は、鉄道を利用して旭川を訪れる人、通過する人にとって、旭川の第一印象をつくる大切な空間となります。これまでＪＲ沿線での植栽や花壇整備を進めてきましたが、一定程度の整備を達成したことから、地域の方とともにその維持管理に努めていきます。

ＪＲ沿線の花壇整備
（ＪＲ西神楽駅周辺）

a-3-3 田園文化の育成・創造

旭川市は、上川盆地に広がる豊かな田園に囲まれた田園都市です。現在、生活の中に家庭菜園や市民農園、ガーデニングを通じて農や食・みどりとの触れ合いを楽しむ社会要請が高まっています。これらの市民の楽しみを旭川市に根づいた生活文化として成熟させていくため、市民ニーズに合わせたセミナーや近郊農産物の販売などのイベントの開催等を通じ、知識の普及や市民交流の機会拡大を図っていきます。

a-3-4 みどりの広域連携の展開(自然・公園・ガーデン街道等)

旭川市は、近隣市町村と河川の流れや田園の広がり、山地系の森林など、広域的なみどりを共有しています。河川や農業・森林施策の広域連携を図り、一体的な保全やネットワークなどの連携を図る必要があります。

また、みどりのレクリエーション機能を広域で分担したり、国道 237 号線を中心に展開している「花人街道 237」、「シーニックバイウェイ北海道（大雪･富良野ルート）」、近年展開されている「北海道ガーデン街道」などの広域的な運動について、積極的な市町村連携を進めていきます。

北海道ガーデン街道を構成するガーデンの一つ「大雪森のガーデン」（上川町菊水）

❹施策の柱「a-4 にぎわいを生む彩りあるみどりづくり」の施策

a-4-1 水に親しめる空間づくり

旭川市は大小あわせて、162 本の川が流れる川のまちであり、大小 766 の橋が架けられています。河川をより身近な空間とするために、宮前公園や常磐公園などのように緩やかな勾配で河川空間にアクセスできるようにするなど、河川と一体的な空間づくりが進められています。

また、地域観光のゲートウェイ（玄関口）である JR 旭川駅を中心に「かわ」と「まち」が一体となった賑わいの創出のため、「旭川駅周辺かわまちづくり計画」と連携した親水広場の整備による JR 旭川駅南口・神楽岡公園・ツインハープ橋近傍における水辺空間の創出を図ります。

河川のみどりは、生物多様性に留意し、治水とのバランスを図りながらみどりの質を高めていきます。石狩川などの大河川は国の管理であることから、関係機関や関係部署に働きかけ、積極的に協力して河川のみどりを身近で豊かなものにしていきます。

また、橋は、川と私たちの接点であり、川やまちを眺めることができる場所であり、旭川の景観を特徴づけています。みどり豊かな川の風景を目にする橋の周辺に花や木を配し、橋のたもとを広場などで修景することで河川と橋の風景を高めていきます。

せせらぎ水路などの既存の水に親しめる施設のある公園については、維持管理の充実や必要に応じた更新を行います。また、公園を新設する場合は、水景施設の導入を検討するほか公園のみならず、公共公益施設でも水を見たり触れたりできる水施設の導入をはたらきかけます。

あさひかわ北彩都ガーデンの鏡池。
鏡池からは駅南側にせせらぎが設けられ、親水空間となっている。

忠別川河川空間

a-4-2 冬の魅力づくり

1）冬の公園利用の促進

冬期の公園は、積雪のため利用しにくくなります。そのため、拠点となる公園などでは、氷や雪を利用した造形が楽しめる施設づくりや、カムイの杜公園の「わくわくエッグ」のように冬期でも屋内で遊ぶことや、スポーツができる公園の整備を進めます。

また、野鳥や小動物の観察ができる施設、歩くスキーコース（春光台公園・忠和公園・東光スポーツ公園・あさひかわ北彩都ガーデン）やパークゴルフ場の冬季コース（常磐公園）の利用が好評なことから、冬の公園を楽しむための運用を進めるとともに、「あさひかわ健幸アプリ」と連携し、公園施設の利用促進や周知などを図ります。

あわせて、レクリエーションとしての利用だけでなく、町内会などとの協働により、地域の雪押し場として活用するなど、これまで以上に冬の公園が市民生活に役立つような利用も検討していきます。

カムイの杜公園にある「わくわくエッグ」は全天候型の屋内遊戯施設で、子どもたちやファミリーに大人気。

2）雪に映える樹木の植栽

市民が四季を通してみどりを感じることや北国らしさ、旭川らしさを感じることが、冬を魅力的に見せることにつながります。

旭川市道路緑化指針に基づき、街路樹等に用いる樹木の適切な選定を行うとともに、公園緑地でもナナカマドやトウヒなどの冬も色づいている樹木の植栽を要所で行います。

赤い実が雪に映えるナナカマド

3) ウインターイベントの企画・運営

ウインターイベントの活発な企画・運営は、屋内に閉じこもりがちな冬の屋外活動を促し、四季を通じた公園の利活用に結びつきます。身近な公園でのイベントの企画・運営を進め、市民の手づくりアイスキャンドルフェスティバルや地域の雪像コンクール、クリスマスツリーづくりなど、市民活動が活発な地域で取組を定着させ、こうした活動を周辺地域へも広げることにより、賑わいが創出されます。

実現のために、市民活動を人的・物的に支援していくとともに、その PR を通して、市内に広めるように努めます。

北国ならではのスノーキャンドルによる幻想的な冬イベント

a-4-3 ガーデニングや窓辺緑化の普及

ガーデニングは、新たなみどりづくりの楽しみとして近年、広く浸透してきています。みどりにふれる暮らしの楽しみを市内に広めるため、あさひかわ北彩都ガーデンでは市民とともに維持管理を行っているほか、ガーデニングに関する講習会等を開催しており、こうした取組を今後も継続していくほか、市内各所のオープンガーデンをPRするなどガーデニングの普及啓発を図っていきます。

また、市街地においては、道路の植樹桝を活用した花壇づくりの展開を図るとともに、住宅や企業の窓辺や入口まわりを花や観葉植物で飾る運動を展開し、それらに助成する仕組みづくりを進めます。このほか、現在取り組んでいる花や木のプレゼント等のさらなる充実を図ります。

あさひかわ北彩都ガーデンでの講習会やガーデン・サポーターによる維持管理活動
（あさひかわ北彩都ガーデンHP）

5-2) 基本方針２[b 多世代で憩える暮らしのみどりの創出]の施策

重点施策

基本方針	施策の柱		主要な施策
b 多世代で憩える暮らしのみどりの創出	b-1 多世代が多様に楽しめる公園づくり	b-1-1	●地域ニーズにあわせた身近な公園の再整備・新設
		b-1-2	●コミュニティや子育て・健康を育む公園機能の強化
		b-1-3	●児童遊園の統廃合の検討
	b-2 地域ぐるみのみどりと花づくりの推進	b-2-1	●花による緑化の推進
		b-2-2	●再利用樹木事業の展開
		b-2-3	●空地や残地の緑化推進
	b-3 地域のシンボルとなるみどりづくり	b-3-1	●貴重な樹木の保全（保護樹・保護樹林の指定、路傍樹、社寺林）
		b-3-2	●地域ごとのみどりのシンボルづくり
		b-3-3	●地域行事を支える公園づくり
	b-4 田園生活を楽しむみどりづくり	b-4-1	●農地の保全活用
		b-4-2	●市民農園の充実
		b-4-3	●ガーデニングや食など田園文化の創出

❶施策の柱「b-1 多世代が多様に楽しめる公園づくり」の施策

b-1-1 地域ニーズにあわせた身近な公園の再整備・新設

現在、旭川には４００か所以上の公園がありますが、これらの公園の中には、完成から長い年月が経ち、老朽化したものも目立っています。

また、公園が完成した頃とまわりの様子が移り変わって、地域のニーズに合わなくなった公園もあります。こうした状況を踏まえ、旭川市立地適正化計画と連携しながら既存の公園ストックの再編を検討し、機能の見直しや再配置、地域ニーズに合った身近な公園として魅力や利便性の向上を図ります。

公園施設等については、令和２（2020）年に策定した「旭川市公園施設長寿命化計画」や DX を活用し、計画的に再整備を進めるほか、公園内の未利用地や維持管理が困難な場所について面積を縮小するなどの見直しを検討していきます。

※DX（デジタルトランスフォーメーション）
データとデジタル技術を活用して、公園や施設の維持管理やモニタリングなどの仕組みを見直し、業務の効率化・可視化・高度化を図ること。

1）既存公園の再整備

既存公園の再整備は、単に古くなった公園の施設を新しくつくりかえるだけでなく、市民のみなさんに親しまれる公園に生まれかわることを目的とします。そのために住民のみなさんにも再整備の計画づくりに関わっていただくとともに、再整備完了後には、公園の維持管理を含めた管理運営に地域住民の方々も参画していただくことを目指します。

また、全面的な改修だけでなく、部分的な改修、設備の更新など公園の状況に合わせて、計画的に再整備していきます。

さらには防災的な観点も考慮し、一時避難場所となる公園では、防災的機能について検討を行います。

※一時避難場所

災害発生時において、主に近隣の住民が緊急避難する場所あるいは広域避難場所への中継地等になる場所。主に近隣公園や地区公園がこれにあたる。広域避難場所は、避難者を収容し、避難者の生命を保護する場所で、主に都市基幹公園(総合公園や運動公園など)が担う。

2）身近な公園の整備推進（新規整備）

街区公園や近隣公園など、私たちの暮らしに最も身近な公園は、用地取得の難しさなどから地域によって一部に偏りがあります。こうした偏りを解消し、公園空白地をなくすように努めていきます。そのために、緑化重点地区を中心に民間遊休地の借り受け、調整池などの公有地の公園としての複合利用などを検討するとともに、防災的な観点にも留意しながら、検討していきます。

また、整備する公園も市民のみなさんの協力を得ながら、地域に根ざした親しまれる公園づくりを目指します。

※街区公園や近隣公園

公園の種類を示すもので、市民生活に最も身近な公園である住区基幹公園の中の種類。街区公園は誘致距離２５０m以内で面積 0.25ha が標準、近隣公園は誘致距離５００m以内で面積2ha の広さが標準とされている。住区基幹公園には、この２つのほかに、地区公園(誘致距離１ｋm以内、標準面積4ha)がある。

※緑化重点地区

緑の基本計画に位置付ける法律上の制度で重点的に緑化を図る地区。

3) 多様な公園整備・役割分担の実施

私たちの暮らしが多様化していく中で、公園のありかたも画一的でない個性が求められています。また、街区公園は、地域の状況に則した公園整備が可能になっています。

今後、新設又は再整備していく公園では、市民のアイディアを取り入れることで個性的な公園づくりを進める一方、小規模な公園が密集している地区においては、同じ施設内容とならないよう役割分担や特色づけを行うなど、複数の公園を同時かつ一体的に再整備するため、ストック再編について検討し、公園施設の再編を進めます。

また、公園の多機能化についても検討し、災害時に有効に活用できる飲料水兼用型防火水槽などの配置や、公園の一部の堆雪スペース利用などの公園整備を目指します。

■公園ストック再編のイメージ

現　状

- 小規模で、同じような施設が設置された公園が近い距離に配置されている。
- 小規模な公園は利用が少ない傾向にある。

機能の見直し・機能転換

- 地域のニーズや居住者の年齢構成に合わせて機能を見直し。
- 遊具中心の公園、幼児が遊べる公園、ゆっくり休める憩いの公園　など

b-1-2 コミュニティや子育て・健康を育む公園機能の強化

少子高齢化を背景に、公園は地域のコミュニティを育み、子育てや健康づくりなど、その期待される役割が増大しています。地域のニーズに応じ、地域コミュニティや子育て交流などを育み、また、健康づくりが可能な施設導入や安心して子供たちを見守ることのできる空間づくりなど、こうした時代背景にあわせて、対応していきます。

あわせて、地域ニーズに応じて、公園の用途や機能を柔軟に見直す「機能転換」の視点を取り入れ、高齢者の運動・憩いの場としての活用や、子育て世代の交流の場として再編するなど、地域で活用される公園づくりを検討していきます。

さらに、健康推進計画等とも連携し、公園を健康増進拠点としたイベントなどの活用促進を図ります。

b-1-3 児童遊園の統廃合の検討

旭川市の児童遊園は 285 か所設置されていますが、遊具等の施設老朽化が進んでいるほか、整備内容が画一的となっています。

また、８割が 500 ㎡未満であるなど手狭であるほか、一部の地区では児童遊園が密集しており遊具などの機能重複がみられます。

このため、規模の小さな児童遊園は、地域の意見に耳を傾けながら、統廃合の検討を行います。また、一定規模以上の児童遊園は、地区の街区公園の充足状況を踏まえながら、統廃合や街区公園へ変更を図るとともに、都市公園と利用圏が重複する場所では新たな整備は行わないなどの検討を行います。

こうした取組によって、施設の維持管理や適切な更新・再整備について検討していきます。

※児童遊園

児童福祉法第 40 条に規定されている施設の一つで、屋内型の児童館と並ぶ、屋外型の児童厚生施設であり、街区公園とは異なる目的を持った施設

■児童遊園統廃合のイメージ

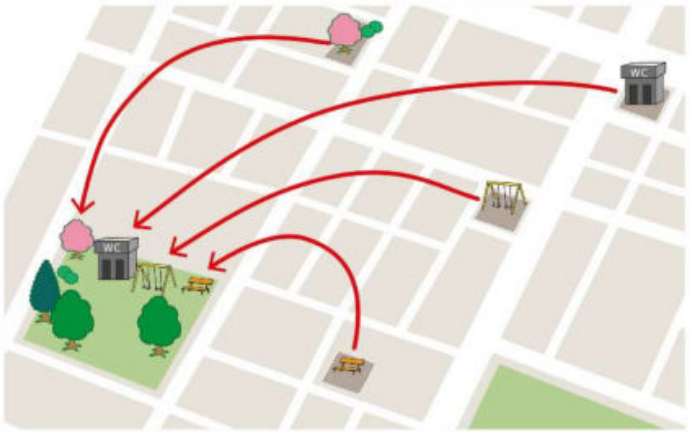

・小規模で利用の少ない児童遊園を統廃合

・地域の中心的な公園に統合

❷施策の柱「b-2 地域ぐるみのみどりと花づくりの推進」の施策

b-2-1 花による緑化の推進

草花は、その美しさや華やかさとともに、誰もが気軽に扱うことのできる緑化素材であり、しかも緑化の効果が早く現れます。特に北国では短い期間にたくさんの花が咲き乱れる特徴的な風景をつくり出してくれます。樹木による緑化の難しい狭い場所も有効に利用でき、ドライフラワーやポプリづくりなどを通して、市民と緑化事業との融合を図ることもできます。

北海道ガーデン街道の取組に象徴されるように、旭川市周辺は、美しい花による街並みづくりが特に盛んであり、全国に知られた観光資源にもなっています。

こうした地域のイメージを高め、地域を先導する旭川市の役割を果たしていくため、公共公益施設の窓辺を花で飾るなどの取組を実行していくほか、主要幹線沿道で花による道路修景を市民との協働や、企業の CSR 活動など、民間との連携による花壇の整備・維持管理の推進を図ります。

※北海道ガーデン街道

北海道の代表的な美しい８つのガーデンが集中している、大雪～富良野～十勝を結ぶ全長約２５０ｋｍの街道。

※CSR 活動

企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。具体的には、環境美化活動や地域のまちづくり活動への取組などがある。

b-2-2 再利用樹木事業の展開

維持管理で発生する剪定枝をチップ化し、ガーデニングのマルチング材や燃料として有効活用し、資源の循環利用を進めます。例えば、旭山動物園では、園内の樹木の剪定枝などをペレット化し、ストーブの燃料として活用することで、資源循環に取り組んでいます。

加えて、事業による好循環が生まれるよう、事業の周知や情報提供を積極的に進め、効果的な展開が図れるようその仕組みを発展させます。

b-2-3 空地や残地の緑化推進

近年、都市の人口減少を背景に、空き家や空き地が増加するなど、庭が荒れたり雑草地として荒涼感がみられる場所も出てきています。こうした空き地などについては、土地所有者や町内会と連携し、現状把握を行い、地域ニーズに合わせて花壇の造成や植栽により、休憩場所としてリフレッシュするなど持続可能な取組を支援し、地区環境の荒廃防止に努めます。

また、維持管理の行き届きにくい公共用地は、地域コミュニティと協議しながら花壇や緑地にするなど、みどりづくりを積極的に進めます。

❸施策の柱「b-3 地域のシンボルとなるみどりづくり」の施策

b-3-1 貴重な樹木の保全（保護樹・保護樹林の指定、路傍樹、社寺林）

1）保護樹・保護樹林の指定

市内には、優れた樹木や樹林が散在しており、身近なみどりとして市民のみなさんに親しまれています。近年、こうした樹木や樹林の減少が進んでおり、早急な保全対策が必要になってきています。

旭川市では市民団体と協力して現在、保護樹・保護樹林として １５か所を指定して保全していますが、今後も市民からこのような樹木や樹林についての情報をいただきながら、保護樹・保護樹林の指定を行い、積極的に守っていきます。

また、名木だけでなく、景観上重要な樹木や樹林、低木、草花などについても保全方策の検討を行い、歴史性を示すものや文化的価値の高いもの並びにランドマーク性が高いものなど、地区の景観の核となるものを守っていきます。

西神楽の保存樹
「神やどるオンコ」

2）路傍樹の保全と創出

道路沿いにある樹木や草花も市街地に残る貴重なみどりです。道路拡幅などに伴って、こうしたみどりが失われることのないように、事前の協議を要請しておくなど、積極的に守っていきます。

また、市民が日常的に利用する場所の修景を進め、道路沿線のみどりの質を高めていきます。

3）社寺林の保全

旭川市には護国神社、上川神社など豊かな樹林を有する神社や寺が多くあり、貴重な地域のみどりとして、私たちの心に残る風景をつくっています。これらのみどりは、景観上重要な資源であり、保護樹・保護樹林の指定などの保護・保全のための手立てを実行していきます。

b-3-2 地域ごとのみどりのシンボルづくり

地区センターや児童会館、大規模商業施設など地域や地区の核となる施設では、敷地内の積極的な緑化を進めます。同時に緑地を隣接地に配置するなど施設と一体的な設計を行い、お祭りやフリーマーケットなどにも利用できる多目的な広場を設けるなどの工夫により、より身近にみどりに接することができるよう、関連する部局と連携して取り組みます。

さらに、再開発事業や民間事業者との連携を強化し、地域全体の緑化推進と魅力向上に資する取組を進めていきます。

ゆったりとした敷地のなかに芝生の広場などを配した「永山市民交流センター」

b-3-3 地域行事を支える公園づくり

古くから伝わる夏祭りなどの地域行事をはじめ、近年ではフリーマーケットや冬季の雪あかりなどの新たな地域イベントのニーズが生まれています。こうした地域行事のニーズと公園の日常利用の双方を考慮し、地域利用が活発に促進されるよう、必要に応じて公園の改修や利用許可の柔軟な運用を進めます。

運用に当たっては地域と維持管理の協定を結ぶなどし、企画運営の支援を進めます。

❹施策の柱「b-4 田園生活を楽しむみどりづくり」の施策

b-4-1 農地の保全活用

市街地をとりまく農耕地や山林にある農地は、農産物を生産する本来の機能に加えて、都市生活者に潤いと安らぎを与えるとともに、旭川らしい良好な都市景観を形成しています。このため、農地の目的との整合を図りつつ、農地の適正な保全を進めます。

また、水田の広がりや丘陵地の畑作の重なり、ソバ畑の広がりなど風景が特色的な眺望ポイントについては、農業者との合意形成を前提に、国や北海道などの道路管理者と協議し、路肩に安全な停車帯設置を働きかけていきます。また、展望施設の設置を検討していきます。

また、フットパスなど歩いてめぐることができるネットワークづくりなど、地域風景を楽しめる工夫を検討していきます。

旭川らしい農地の広がり・盆地の水田風景を保全
（北永山付近）

b-4-2 市民農園の充実

旭川市をとりまく田園は、市民にとって身近に農に親しめる場としてニーズが高まっています。休耕農地などの活用とともに、土にふれるレクリエーションの提供をしてくために、身近に生産や収穫の体験ができる市民農園の整備を進めます。また、すでに整備済みの花菜里ランドでは、家庭菜園の講習会を定期的に開催するなど、より多くの市民が農に親しめるような取組を行っています。

今後の展開にあたっては、民間主導の貸農園を中心にその整備運営を支援するほか、農園の紹介や農作物育成の楽しみ方や知識の普及啓発を図ります。

※市民農園
区画された場所を市民に貸し出して菜園や花畑として利用する施設。

様々な農の楽しみを体感できる市民農園
（江丹別若者の郷市民農園）

b-4-3 ガーデニングや食など田園文化の創出

近年、みどりに親しむ活動として、庭づくりや家庭菜園などのさまざまなガーデニングが広く行われています。個人の庭を開放するオープンガーデンなど楽しみ方も多様化してきており、花やみどりの育成技術や知識のニーズも高まっています。あさひかわ北彩都ガーデンではガーデニングに関する講習を開催し、市民参加による維持管理が展開されており、今後もモデルとなるガーデンづくりや交流の促進、知識の普及を進めます。

また、食の安全や地産地消など、食と農の双方に対する関心やニーズへの高まりを背景に、江丹別若者の郷や花菜里ランドでの農・畜産加工体験を充実するほか、民間農園等においても旭川の豊かな農産物を収穫したり味わったりできる機会や場所の拡大を図っていきます。平成２７（2015）年にオープンしたあさひかわ北彩都ガーデン（宮前公園西エリア）では、ガーデンセンターにおいて、「農のガーデン」に植えられた野菜や果樹を活用した講習会を開催するなど、都心立地の立ち寄りやすさを活かし、新しい楽しみ方の情報発信拠点として先導的役割を果たしていきます。

このようにガーデニング、農とのふれあいや食の楽しみなどの充実や広がりを通じ、旭川ならではの豊かな田園文化を醸成していきます。

農と食を一体的に学べる「農のガーデン」（あさひかわ北彩都ガーデン）

5-3) 基本方針３[c みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出]の施策

…重点施策

基本方針	施策の柱	主要な施策	
c みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出	c-1 市民協働の促進	c-1-1	●住民参加による公園づくりの推進
		c-1-2	●多様な担い手の育成と連携の強化
		c-1-3	●市民主体の緑化活動の支援
	c-2 持続可能な公園づくり	c-2-1	●公園施設の長寿命化の推進
		c-2-2	●資源の循環や省エネルギー化と再生可能エネルギーの活用
		c-2-3	●地域連携による公園管理と弾力運用
	c-3 みどりづくりを支える制度や仕組みづくり	c-3-1	●緑化基金の見直し
		c-3-2	●景観づくり基本計画との連携や緑の保全制度の活用
		c-3-3	●みどりに関する協定づくりの推進（緑地協定・景観協定など）
		c-3-4	●公共施設の緑化推進

❶施策の柱「ｃ-1 市民協働の促進」の施策

c-1-1 住民参加による公園づくりの推進

利用しやすく大切にされる公園をつくるためには、地域の方々が公園に対して親しみを持ってもらうようにすることが欠かせませんし、公園事業は、地域の方々が最も関わりやすい公共事業と言えます。そこで、新設する公園や既存の公園の再整備の際には、企画の段階から地域の方々の意見を取り入れ、公園に親しみを持って活用していただけるように工夫しています。このような取組はすでに実施・定着してきており、市民参加の公園づくりを今後も推進していくとともに、整備完了後の維持管理や運用についても、住民の方に参加してもらう取組や企業の CSR 活動との連携を検討します。

また、行政からはたらきかけて公園づくりを進めるだけでなく、西神楽で実践されているような地域団体によるグラウンドワーク活動などによる公園の実現も目指します。

※グラウンドワーク

１９８０年代にイギリスで始まった環境問題への取組。非営利の活動団体が中心となって、市民や産業界、行政が協働して、地域の様々な環境問題に取り組んでいく手法。日本での代表例としては、静岡県の「グラウンドワーク三島」の活動がある。

地域住民が公園の利活用を図る活動を実施

c-1-2 多様な担い手の育成と連携の強化

みどりづくりは、行政や市民参加はもちろん、様々な企業や団体による社会貢献活動の取組によるものも広がってきています。

また、ＮＰＯ法人による環境保全やまちづくり活動も近年、様々なかたちで展開されてきています。

このように、多様なみどりづくりの担い手は、豊かな環境形成を進める大切な原動力です。こうした取組を推進していくために、市民活動の拠点となる旭川市市民活動交流センターなどを通じて、活動の情報発信や担い手間の交流・連携づくりの支援を進めていきます。

※NPO 法人（特定非営利活動法人）

平成 10（1998）年に施行された日本の特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人。旭川市では令和７（2025）年現在 98 団体あり、そのうち環境保全を目的の一つとする団体は１８団体である。

c-1-3 市民主体の緑化活動の支援

1）町内会などによる地域緑化の推進

地域に根差した緑化を推進していくために、町内会や商店街などの既存組織と連携を図ったり、みどりづくりや環境問題などへの取組への支援を進めたりしています。これによって、公園づくりや地域のみどりの維持管理などへの参加増進が期待されます。

地域の方々が愛着をもって身近な環境を守り育てていけるよう、行政も技術支援や物的支援など地域との協働で緑化に取り組んでいきます。

また、花株の助成について、これまでは苗を購入していましたが、その一部を苗圃で種から育成した苗や、種子の助成に切り替えるなどコスト縮減の工夫に努めます。

※苗圃

苗を育てる畑

町内会による街路の花壇管理

2）市民主体の緑化活動の支援

行政による緑化推進とともに、市民のみなさんによる各種のイベント、運動の活発化もみどりのまちづくりに欠かせません。“旭川市を緑にする会”をはじめとする各団体への支援を今後も継続的に実施していくほか、新たな市民主体の活動の掘り起こしや人的・物的な活動支援を行います。

旭川市を緑にする会による活動

❷施策の柱「c-2 持続可能な公園づくり」の施策

c-2-1 公園施設の長寿命化の推進

公園の遊具やトイレ、園路、照明などの公園施設は、快適で安全な市民利用の上で適切な維持管理や更新が必要です。

公園施設の効率的・適切な維持管理を図るため、公園施設のデータベースと庁内のデジタルデータの連携・活用を図るなど、より計画的に維持管理・更新を進めていきます。

また、地域のニーズに合わなくなった施設や利用率の低いトイレなどの施設、近隣の公園と重複している施設については、地域と協議しながら廃止や他施設への機能転換について検討します。このほか、市民ニーズが高いが、老朽化や故障により利用できない施設の改善を図っていきます。

c-2-2 資源の循環や省エネルギー化と再生可能エネルギーの活用

公園や道路の落葉は、季節感を感じさせてくれる情緒ある風景をつくるとともに、みどりが生み出す有用な資源になります。例えば、落ち葉を腐葉土化し、花壇づくりの団体へ支給していますが、安価に販売し、維持管理費に当てるなどの仕組みづくりを進めます。こうした取組は、環境保全の問題とも密接に関係することから、関係部局と共同でリサイクルが広がっていくようにしていきます。

また、維持管理による草刈後の草の回収処分をしない、剪定枝をチップ化して花壇のマルチングや園路の敷材に用い維持管理を最小限にする、公園のごみ箱の撤去により、ごみの持ち帰りを促進するなど、循環型の公園緑地の維持管理にも取り組みます。

省エネルギー化の面では、公園灯の LED 化や設備の高効率化などを進めるなど、光熱費の削減を図るほか、再生可能エネルギーを用いた公園施設の整備（ex 蓄電可能コンクリート等）を検討するなど、GX の推進に取り組みます。

※GX（グリーントランスフォーメーション）
化石燃料からクリーンエネルギーに転換して脱炭素社会の実現を目指す取組。

※マルチング
植物の保護、水分の蒸発防止、地温の確保・安定化などのため、土の上をわらやビニールなどで覆うこと。同時に雑草の生育を抑制する効果も期待できる。

公園や街路樹の剪定枝をチップ化して公園花壇や街路樹桝に敷き，雑草の抑制など維持管理の手間を低減

c-2-3 地域連携による公園管理と弾力運用

みどりは、その量的な拡大はもとより、大切に育てていくことが必要です。公園の数や街路樹の数を増やしていくだけでなく、管理体制の充実を図っていくことが、さらに重要になっています。指定管理者制度による管理運営の充実化や市民のみなさんとの協働の実践など、これまで以上に管理運営の質的向上を目指します。

今後は、さらに町内会・市民委員会や地域まちづくり推進協議会などと、公園の活用や維持管理面の連携を強化していきます。

また、公園の占用利用は届出許可制が基本ですが、指定管理者制度や維持管理協定に基づく管理体制が明確な場合、公園利用の柔軟な運用ができるよう、弾力的な運用方策の導入を進めます。町内会と雪の搬入ができるよう「冬期間の公園等の使用に関する覚書」を交わすなど、冬期利用の推進に今後も取り組むほか、公園利用に関する届出許可の簡略化等を検討します。

※指定管理者制度

多様な市民ニーズに、効果的・効率的に対応するため、民間のノウハウを活かしながら、サービスの向上や経費の節減を図ることを目的としたもので、従来の地方自治法に基づく団体だけでなく、民間企業やNPO法人の参加が可能。

※冬期間の公園等の使用に関する覚書

地域内の街区公園、近隣公園、地区公園、都市緑地及び児童遊園への雪の搬入により，地域における冬期間の生活環境向上を目指す取組。

❸施策の柱「c-3 みどりづくりを支える制度や仕組みづくり」の施策

c-3-1 緑化基金の見直し

旭川市は、平成３（1991）年度から「旭川市都市緑化基金」を設け、市費や寄付金を財源に積立を行い、その利息を運用して緑化運動の普及事業などを進めてきました。しかしながら、近年の低金利や寄付の減少と市の財政悪化により、基金を取りくずし、緑化事業に充てるなど、運用が厳しい状況にあります。一方で、こうした財源は、市民活動が活発化する中にあって、その支援などを行うために必要性が高くなっています。

そのため、基金の抜本的な見直しを行うとともに、ふるさと納税の活用を含めた財源のあり方や支援内容の工夫などを検討し、改善することで有効なものに転換するよう検討します。

c-3-2 景観づくり基本計画との連携や緑の保全制度の活用

1）景観づくり基本計画との連携

旭川市では「素顔を活かして表情豊かに成長するまちづくり」を景観づくりの目標と定め、誇りと愛着の持てるまちを目指して景観づくりに取り組んでいます。

みどりの保全や創出は、景観づくりにとっても極めて重要な取組のひとつです。景観づくりを実行していく上で基本となる旭川市景観条例や景観づくり基本計画と密接に連携を図りながら、みどり豊かな都市づくりに取り組んでいきます。特に北彩都あさひかわ地区は、景観計画で指定する「景観計画重点区域」であり、その景観形成方針に基づいた着実な整備を進めていきます。

また、大規模な公共公益施設や、道路橋りょうなどの土木施設は、周辺の景観に与える影響が大きく、充分な緑化などによる景観への配慮が必要です。関係部署と連携してみどりの景観づくりのモデルとなる整備を進め、先導的役割を果たしていきます。

※旭川市景観条例

市民が快適で心地よい生活を営むことができるように、景観づくりを総合的、計画的に進めるため、景観づくりの理念や市民・事業者・市の責務などの基本的な事項を定めた条例。平成１４（2002）年４月１日施行。（平成 19（2007）年改定）

2）保全・創出に向けた制度の活用

旭川市では平成 17（2005）年に緑化重点地区の指定を行い、市街地の緑化推進に努めてきました。今後も残された貴重なみどりは、法律にもとづく制度の指定などを通して保全するように努め、新たなみどりの創出や維持に必要な制度を積極的に活用していきます。

貴重な緑地や風致を有している地区の状況に合わせ、適切な制度を選択して段階的に指定していきます。

■主な緑の保全制度

制度	根拠法	制度のねらい	運用方法	指定権者	内容
緑化重点地区	都市緑地法第2章2	緑の基本計画が目指すもののモデルとして具体化し他地区へ波及	―	市町村長	緑化重点地区総合整備事業や緑化施設の認定による税制優遇
保全配慮地区	都市緑地法第2章3	特別緑地保全地区以外の区域で計画的・総合的に緑地を保全	―	市町村長	申し出がなくても市民緑地契約の締結が可能になる
風致地区	都市計画法第8条1	主に都市の自然景観を維持しつつ良好な市街地の形成を図る	許可	知事又は中核市、指定都市の市長	建築物の高さ、建蔽率、壁面後退、緑化などについて委任条例によって制限できる
緑化地域	都市緑地法第4章	大規模敷地の建築物に緑化を義務付けることで緑地の保全・創出を図る	許可	知事又は中核市、指定都市の市長	大規模建築物の緑化率規制の導入 地区整備計画等に定められた緑化率の最低限度を定めることができる（条例に基づく）
緑地保全地域	都市緑地法第3章第1節	都市近郊の緑地を対象に届出によって緑地を保全する	届出	知事又は中核市、指定都市の市長	建築物の建築、樹木の伐採、水辺の干拓・埋め立て、宅地の造成、土地形質の変更、土石の採取 基本計画又は管理協定に定められた整備に関するものについて国の補助がある 違反があった場合の原状回復命令と損失補償規定がある
特別緑地保全地区	都市緑地法第3章第2節	都市の緑地を保全する	許可	知事又は中核市、指定都市の市長（10ha未満市町村長）	現状凍結保全（従来）⇒保全的利用を認める 地権者に対する損失保障、土地の買取が可能、税制優遇
地区計画等緑地保全条例	都市計画法15条 都市緑地法第3章第3節	街区から住区にいたる地区レベルにおいて、一定の水準の環境を備えた市街地の形成を図る	許可	市町村長	地区施設の配置及び規模 建築物の用途制限、容積率の最高最低限度、建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面位置、高さの最高最低限度 現状凍結保全 損失補償なし
緑地協定	都市緑地法第5章	地域の自主的な緑化の意思を尊重しながら地域の緑化を推進する	―	市町村長	樹木等の種類や植栽の位置、垣・柵の構造等

c-3-3 みどりに関する協定づくりの推進（緑地協定・景観協定など）

住宅団地や工業団地などを新しく開発する場合、既存緑地の保全や新たな緑地の創出に向け、「緑地の回復に関する指導要綱」により適切な指導を進めます。

また、今後開発が見込まれる地域等については、緑化誘導を促進し、良好な都市環境の形成を図ります。そのほか、個々の敷地での緑化水準などを定める緑地協定や緑化に配慮した景観協定の制定をはたらきかけ、みどりの創出に努めます。既存の市街地でも、緑化意識の高揚などを見極めながら、協定締結を目指していきます。

特に工業団地などでは、良好な樹林帯による災害や公害の防止を進め、積極的に協力を依頼し、用地に余裕があり、住宅地に近い場合などには、地域住民への開放をはたらきかけていきます。

景観協定によるみどりと調和した街並みの事例
（アーバンスクエア八条さくや町）

c-3-4 公共施設の緑化推進

市内の公共公益施設は、規模や形状もさまざまであり、緑化のありかたも施設のおかれている状況により多くのスタイルがあります。このため、旭川市公共施設等総合管理計画の実行と歩調を合わせ、公共施設の建設（特に新築）の際に、関係部局に働きかけ、目標とする緑被率 35%以上の緑化を推進するための連携を強化し、具体化することで、地域の緑化の先導的な役割を果たしていきます。

施設周辺を積極的に緑化し，一般的にも開放した旭川市下水処理センター

5-4) 基本方針４[d. 安全・安心で誰にもやさしいみどりの創出]の施策

･･･ 重点施策

基本方針	施策の柱	主要な施策	
d 安全・安心で誰にもやさしいみどりの創出	d-1 防災を支えるみどりづくりの強化	d-1-1	●公園の防災機能の強化
		d-1-2	●防災上重要な場所の保全
		d-1-3	●防災ネットワークづくりの推進（避難地機能の強化）
	d-2 誰もが安全・安心に利用できるみどりづくり	d-2-1	●誰にもやさしい公園づくり（バリアフリー化）
		d-2-2	●公園樹木や街路樹の安全管理と適切な更新
		d-2-3	●防犯面や遊具等の安全・安心づくり

❶施策の柱「d-1 防災を支えるみどりづくりの強化」の施策

d-1-1 公園の防災機能の強化

主要河川によって市街地が５つに区分されている旭川市の特徴を踏まえ、災害が発生した場合に救援活動、復旧・復興等の活動拠点として位置付けられ、その機能を有する防災拠点となる公園緑地が適切に配置されるように取り組みます。（＊5 つの地域区分は d-1-3 防災拠点ネットワーク図を参照）

また、災害の予防や災害時に公園緑地が果たすべき機能を踏まえ、公園施設整備に関する基本的な考え方（指針）をまとめ、それに沿って災害種別ごとの対処や地域的な条件を加味しながら、防災公園等を整備又は再整備していきます。

さらに、グリーンインフラの考えのもと、雨水の一時的な貯留・浸透を可能とする芝生広場、熱をやわらげる緑陰空間、生態系を守る植栽など、平常時は憩いと交流の場、災害時は避難・物資拠点として活用できる多機能な公園を検討します。

広域防災拠点	東光スポーツ公園（東部地域防災拠点を兼ねる）					
	都心部	東部	神楽	西部	北部	永山
	人口 19,819人 面積 468.5ha	人口 86,214人 面積 1,817.8ha	人口 35,390人 面積 1,029.8ha	人口 27,662人 面積 806ha	人口 84,370人 面積 2,220ha	人口 50,439人 面積 1,614.9ha
防災拠点（広域避難場所）	常盤公園	東光スポーツ公園（東豊公園が補完）	神楽岡公園	忠和公園	花咲スポーツ公園（春光台公園が補完）	(仮)永山地区総合公園（(仮)永山西公園が補完）
一時避難場所	1ヵ所	9ヵ所（東豊公園を除く）	7ヵ所	5ヵ所	12ヵ所	6ヵ所（永山西公園を除く）

※防災拠点の公園体系では、旭川市総合防災センターを有する東光スポーツ公園を広域防災拠点とする。
※主要河川で区分された５つの地域と、昼間人口が多い都心部を加えた６つの地域ごとに、防災拠点(広域避難場所)となる都市基幹公園を配置する。
※人口規模が大きいあるいは面積が広い地域にあっては、防災拠点を補完する公園を配置する。
(補完する公園緑地は、東豊公園、春光台公園、(仮)永山西公園の３ヵ所とする)
※防災拠点は建築施設を有することを基本とし、主要な避難路として機能する主要河川に近接する公園緑地とする。
※一時避難場所は、６つの地域内にある避難場所となるオープンスペースを有する住区基幹公園等とする。
※一時避難場所となる住区基幹公園等が現時点で整備されていない地区では、これに代わる緑地等を「当面の代替地」として位置付ける。代替地がない場合は、早急に一時避難場所となる公園緑地の整備を検討する。
（当面の代替地として、台場の小鳥の森、東鷹栖の興国神社とする。

d-1-2 防災上重要な場所の保全

急傾斜地の樹林や防風林、防火帯の役割を果たす樹林など、災害を防ぐために重要なみどりについては、緑地保全地域制度等を活用して、積極的に守っていきます。

具体的には、神居町神岡や旭神にみられる河岸段丘等、近文台や桜岡の丘陵に広がる連続した斜面樹林が対象となりますが、民間所有であるため、権利者と協議しながら、適切に保全を進めます。

d-1-3 防災ネットワークづくりの推進（避難場所機能の強化）

1）公共公益施設の避難場所機能を強化する緑化推進

公共公益施設は、災害時に避難場所となる重要な役割を担っており、旭川市でもこれらの施設を指定緊急避難場所として位置づけています。関係部署と更なる連携を強化し、避難場所としての有効性を高めるなど施設整備を図っていくとともに、延焼を防ぐ樹林帯を敷地の外周に配置するなど機能強化を図ります。

特に教育施設は、屋内施設や広い運動場を備えるなど、積雪寒冷地である旭川の避難場所として理想的な条件を備えていることから、敷地外周の樹林の保全や整備を進めます。

2）防災ネットワークづくりの推進

防災拠点は、それぞれの拠点の役割を果たすとともに、拠点機能が旭川市全体で相互に連携し、ネットワーク化されていることが大切です。旭川市総合防災センターを有する東光スポーツ公園を、全市的な広域防災拠点に、常磐公園や神楽岡公園等の総合公園を地域における防災拠点として位置付け、主要幹線道路を中心に災害に強い基幹的な防災ネットワークを構築します。

さらに、基幹的な防災ネットワークを補完する防災経路について、地域幹線道路、緑道、河川、グリーンベルト等を組み合わせ、災害時に移動可能な経路のネットワーク化を進めます。

■防災拠点公園ネットワーク図（主要公園）

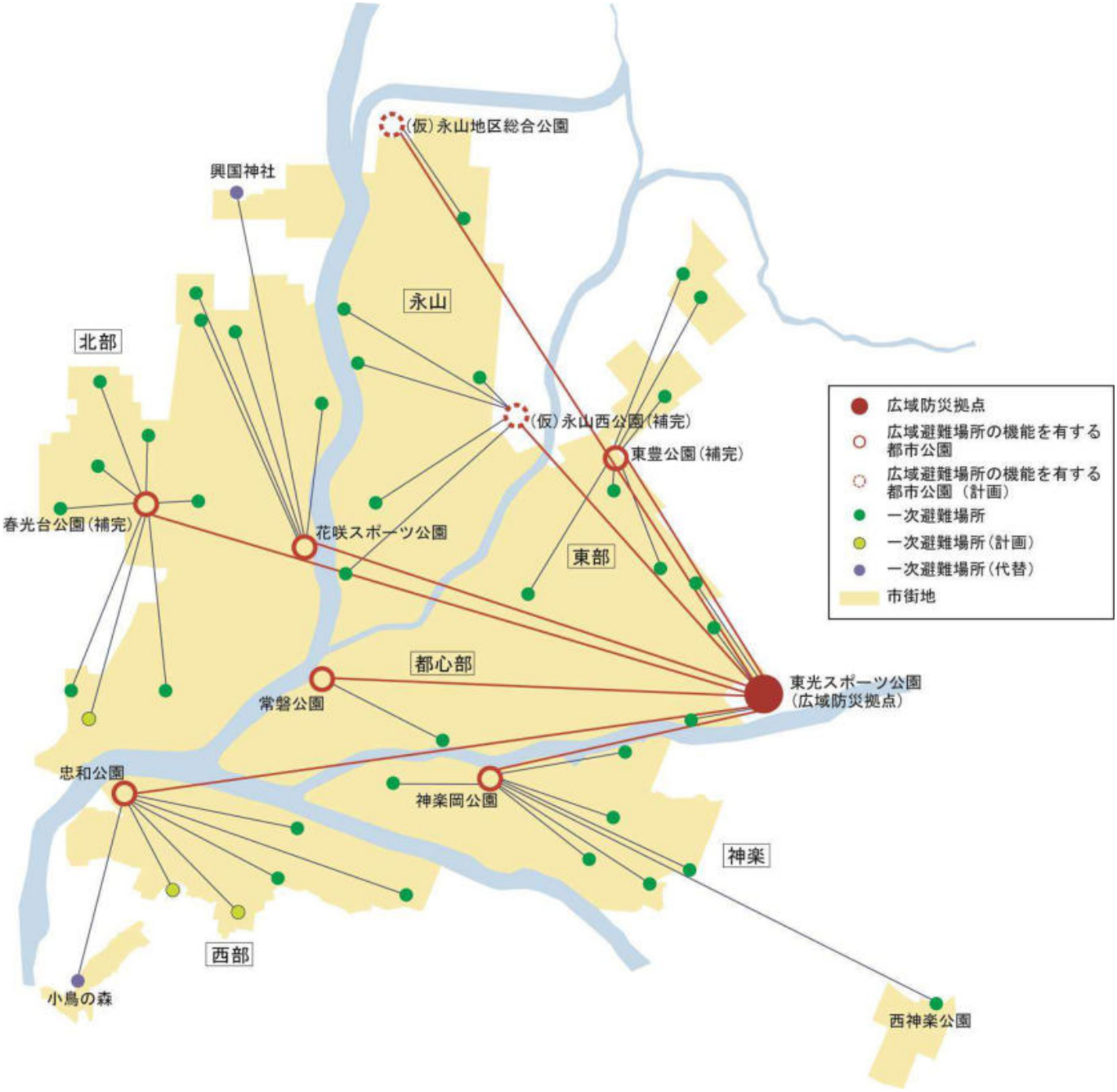

災害時倉庫機能などを公園施設と一体的に整備
（春光台公園）

❷施策の柱「d-2 誰もが安全・安心に利用できるみどりづくり」の施策

d-2-1 誰にもやさしい公園づくり

本市では急速な高齢化が進展しているとともに、障がいの有無に関わらず誰もが社会の様々な活動に参加できる環境づくりが求められています。公園緑地においても、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、さらに多様な利用者の視点を反映させるインクルーシブデザインの考えを取り入れた整備を検討します。

これまで「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」等に基づき、スロープや手すりの設置、公園トイレのバリアフリー化などを推進していますが、より成果を上げるべく今後は、利用頻度や地域特性を踏まえて優先順位を設定しながら、選択と集中により、効果的に「誰にもやさしい公園づくり」の整備を進めていきます。

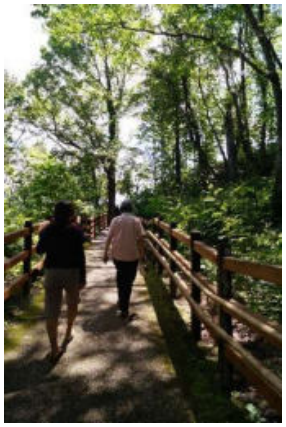

公園の園路にスロープや手すりを設けるなど、バリアフリー整備を実施（嵐山公園）

d-2-2 公園樹木や街路樹の安全管理と適切な更新

旭川市の公園樹木や街路樹は、その多くが３０年以上を経過していることから、一部では老木化や密集などによる生育不良が生じ、枝折れや倒木、根上がりなど市民生活への支障が懸念されています。

このため、適切なせん定・伐採・更新を進めるとともに、旭川市道路緑化指針において、地区別・路線別緑化方針により、地域特性を踏まえた街路樹の維持保全対策を強化します。特に街路樹については、選択と集中の考えにもとづき、沿道住民と合意形成を図り、みどり豊かなまちづくりへの理解を得ながら適切な更新を進めます。

d-2-3 防犯面や遊具等の安全・安心づくり

安全で安心して利用できる公園づくりは、子どもたちや女性・高齢者をはじめ市民にとって大切なことです。遊具などの公園施設の点検を適切に行い、必要に応じて修繕や更新を行うなど、適切な安全管理に努めます。国の遊具の安全確保に関する指針が状況に応じて適時に見直されることから、これに対応した安全対策を図ります。

また、「薄暗い」、「見通しが悪い」など不安を感じる箇所の改善や、不審者の出没などについては警察や町内会と連携をとりながら、公園の防犯面の強化を進めます。

5-5) 基本方針５[ｅ 健康で多様な自然と共生するみどりの創出]の施策

… 重点施策

基本方針	施策の柱	主要な施策	
e 健康で多様な自然と共生するみどりの創出	e-1 河川を軸にした生態系ネットワークの骨格づくり	e-1-1	●主要河川の自然保全
		e-1-2	●多様な川づくり・河川の緑化（調整池含む）
		e-1-3	●河川と接続する公園緑地のエコアップ（自然度の向上）
	e-2 生物多様性の拠点と連携づくり	e-2-1	●生態系に配慮した拠点となる緑地の保全及び野生生物への対策
		e-2-2	●ネットワークを支えるみどりの保全
		e-2-3	●身近な森林の保全活用
	e-3 みどりの環境教育と普及啓発の促進	e-3-1	●環境教育の充実・学校教育との連携と支援
		e-3-2	●緑のセンターの充実・強化
		e-3-3	●みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）
		e-3-4	●公的な緑化活動の企画・運営 ・評価基準の整備
		e-3-5	●生物多様性や脱炭素社会の意識啓発

❶施策の柱「e-1 河川を軸にした生態系ネットワークの骨格づくり」の施策

e-1-1 主要河川の自然保全

市街地を貫く石狩川をはじめとする４本の主要河川は、旭川の豊かな自然環境の象徴であり、旭川を特長づける大切な場所です。市民に身近なレクリエーション空間とするとともに、関係機関と連携し、河畔林や水際については、多様な動植物の生息・生育の場となっていることから治水面との整合性を図りつつ、川のまち旭川にふさわしい保全に努めます。

これらの主要河川を生態系ネットワークづくりの骨格とし、生物多様性に配慮した環境づくりの推進に向けて、治水上の安全性を確保しながら国や北海道等の河川管理者と連携して取り組みます。また、忠別川と連続する宮前公園や神楽橋下流右岸広場などのように、市民がみどりとふれあう文化を育てる河川整備について、さらに展開を図っていきます。

災害発生時には避難路、緊急道路など役割を果たし、日常だけでなく緊急時においても旭川を支える空間とします。

神楽橋下流右岸広場で整備された、生態階段の植栽

e-1-2 多様な川づくり・河川の緑化（調整池含む）

旭川には、大小 162 本の川が市街地に流れています。私たちの生活する場所の近くにこのように多くの川が流れていることが、川のまち旭川の原点と言えます。

こうした網の目のように流れる河川に沿ってみどりを創りだすことによって、他都市には真似のできない緻密なみどりのネットワークを形成することができます。

小股川などの桜づつみ整備や５号川（緑が丘）の多自然川づくりペーパン川、江丹別川、雨紛川等の河川の整備など、これまでの整備展開を継承し、河川を活かした緑道整備や市民が親しめるみどりの導入、豊かな自然再生を進めます。また、みどりが少ない住宅地では、調整池の機能を損なわずに緑化に活用できる手法など調整池の現況を踏まえ検討を進めます。

これらの展開は、関係部局と連携し、防災の視点とともに生態系に配慮したみどりの創出に取り組みます。

※調整池

集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超過する可能性のある洪水を河川に入る前に一時的に溜める池

自然河川の保全を行った芳野川

e-1-3 河川と接続する公園緑地のエコアップ（自然度の向上）

旭川市の河川は、生態系のネットワーク形成の骨格となります。ネットワークの豊かさや健全性を確保していくために、河川と接続する公園のエコアップ（自然度の向上）を進めます。

既存公園の植栽を自然植生に近い構成に再整備したり、植生誘導することで、生態系ネットワークの中継拠点となるよう、生物多様性に寄与していきます。また、公園と接続する河川と一体的な自然度の向上を図り、効果的なエコアップを図ります。

これまで、市民活動団体による公園緑地の自然調査や市民ボランティアと連携した環境活動に取り組んでおり、エコアップの実施にあたっては、市民協働で調査・計画を進めるなど、生物多様性の普及啓発に努めていきます。

■河川に接続又は近接し、エコアップを図る公園の分布

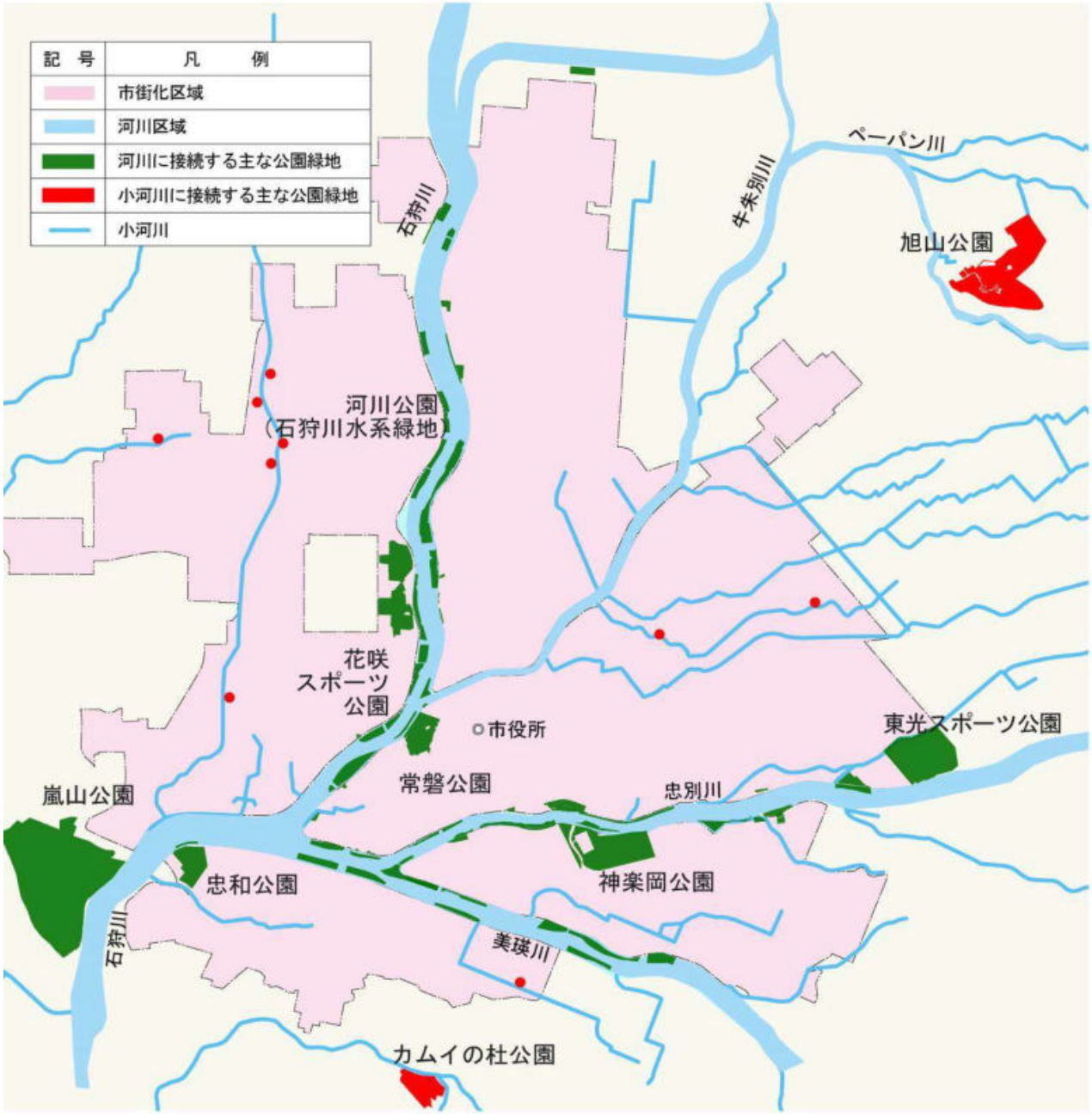

❷施策の柱「e-2 生物多様性の拠点と連携づくり」の施策

e-2-1 生態系に配慮した拠点となる緑地の保全及び野生生物への対策

生物多様性を地域的に安定的に維持していくためには、山林に隣接し動植物種の供給等に資する中核地区から、市街地に存在し分布域の拡大等に資する拠点となる公園緑地（拠点地区）が適切に配置され、適正に管理されていることが必要です。

このため、これらの拠点のネットワークを形成する骨格として丘陵や河川を位置付け、拠点地区の生物多様性を確保していくとともに、社会的影響が大きいヒグマやエゾシカなどの野生生物の市街地への侵入を防止するため、里地・里山と接する市街地縁辺や河川の維持管理をこれまで以上に行うなどの対策を講じていくことが大切です。

これらの拠点地区の配置は、次のような自然系緑地の配置方針図に基づき、旭川市環境基本計画における「人と野生生物との共存」にかかる施策と連携しながら、自然の保全や自然度を高めるエリアの確保など、地元の植種を中心に生物多様性に配慮した保全に努めます。

また、これらの生物多様性が豊かな状態に確保されているか、自然生態系の調査を定期的に行うなど、市民とともにその推移を確認していきます。

■生物多様性の拠点となる自然系緑地配置方針

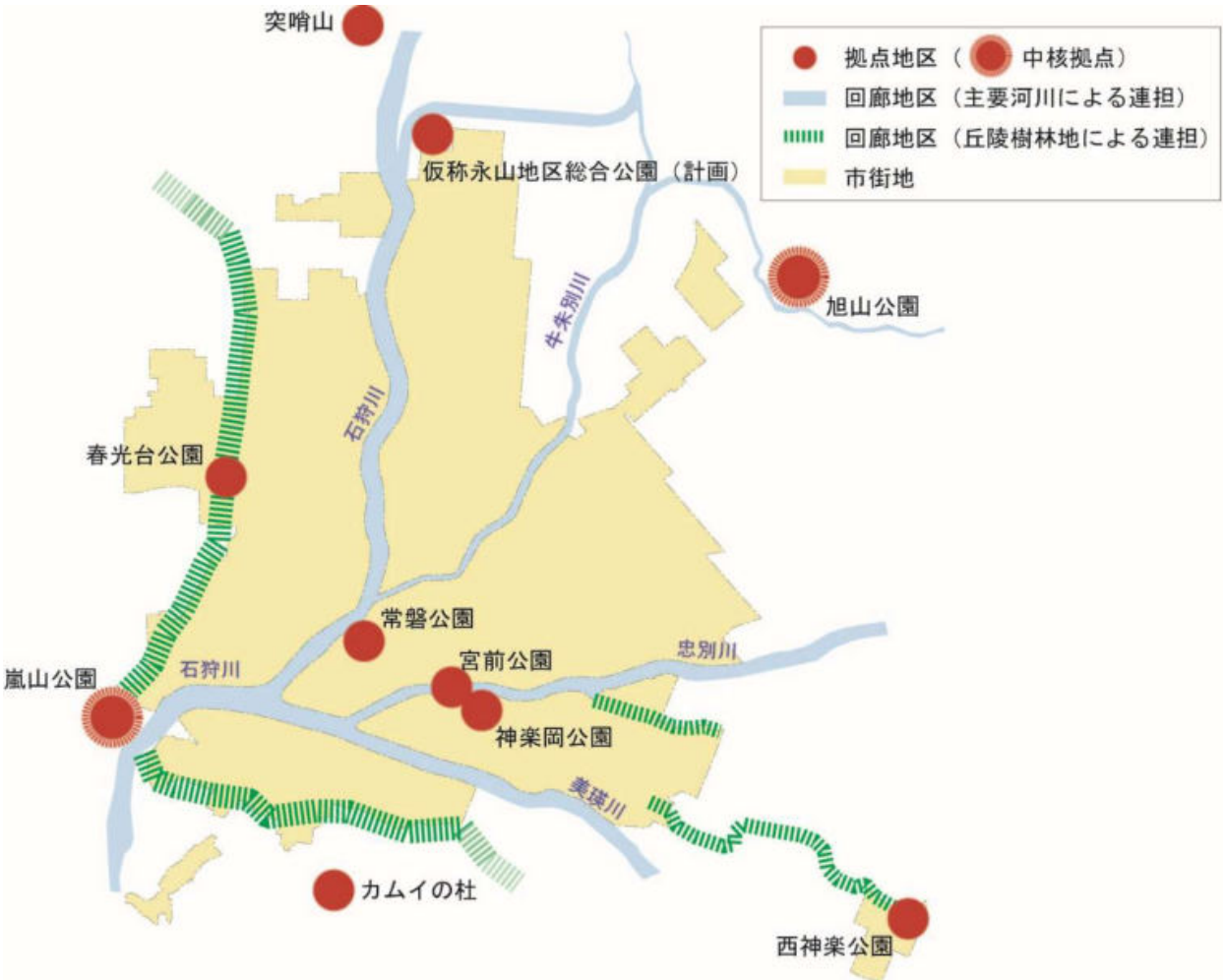

e-2-2 ネットワークを支えるみどりの保全

旭川市内には、保全が担保されていない良質な自然資源を有する民間の樹林地等がみられます。これらの樹林地は、生物多様性の確保やネットワーク連携の観点で、公園緑地や河川のみどりへつながる、飛び石状のネットワーク経路として重要です。そのため、市内に残る民有林等の現状を把握し、貴重な樹林地等については、優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）の活用検討など、民間の社会的貢献を発信しながら、ネットワークを支えるみどりとして保全を図ります。

また、道路空間は地域や施設、暮らす場所を結ぶ、線的なネットワークとなっており、公園緑地を含めた相互のネットワークは移動経路の多様化やみどりの使い分けなど、市民生活の豊かさにつながります。

同時に、こうした道路空間の特徴を活かし、旭川市の地域特性を取り入れ植栽構成を多様化するなど、生物多様性の確保につながるネットワークを強化します。

※優良緑地確保計画認定制度（愛称：TSUNAG）

民間事業者等による良質な緑地確保の取組の促進を目指し「まちづくり GX」の一環として国土交通大臣が評価・認定する制度。国による財政支援を受けて、緑の持つ様々な価値を人々と共有して将来につなげていくことを目指した制度

e-2-3 身近な森林の保全活用

近年、市民の余暇活動や生きがいづくりの中で、身近な森林や荒廃地に植樹したり、手入れを行うなど、多様なみどりとのかかわり方が広がりつつあります。市街地からみえる丘陵などの森林は、景観的にも生物多様性の面からも、また、市民がみどりと身近にふれあう場としても重要です。

バードウォッチングや森林浴・健康づくりなど、森林の楽しみ方は多様化しています。こうした市民ニーズに応えていくために、身近な森林の保全活用を進めます。一方、一部の森林などでは植林の放置や外来植物の侵入などによる荒廃がみられるため、市民と協働により、森林の健全な維持管理についても取り組みます。

また、旭川市では、令和３（2021）年 10 月に、「ゼロカーボンシティ」を表明し、二酸化炭素の吸収源として、市有林の健全化や適切な管理・保全等に取り組んでおり、これらの取組とも連携していきます。

❸施策の柱「e-3 みどりの環境教育と普及啓発の促進」の施策

e-3-1 環境教育の充実・学校教育との連携と支援

みどりや自然の大切さと役割を正しく認識することは、自然保全や緑化推進の原動力となるため、みどりに関わる教育環境の整備は非常に重要です。これまで推進してきた生涯学習や子供たちの環境教育をさらに充実させることに努めます。

このため、生態系に配慮した緑地(ビオトープ等)の保全を継続し、学校への情報提供を進めるとともに、エコシステム学習への取組を支援していきます。

また、大学や高校などにおいては、若い人が地域環境に興味を持つよう、教育プログラムとの連携を図るなど積極的な取組を支援していきます。

また、近年、企業の社会貢献がクローズアップされ、企業による環境改善やみどりの創出活動の展開がみられます。今後、こうした企業の環境活動を支援していくとともに、社員の環境教育の普及啓発を支援します。

※ビオトープ

地域に合った自然の環境形成を促すことによって成り立つ生物が生息できる場所。概念としては放置されたごみ捨て場が変質して生物が生息している場所もこれに当てはまるが、一般的に環境的に良質な場所を指して用いられる。
例：春光台公園のミズバショウ生息地など

子どもと親を対象にした環境教育プログラムの実施

e-3-2 緑のセンターの充実・強化

まちの緑化を進める上で、市民との接点となる「旭川市緑のセンター」の存在は重要であり、広く市民に知ってもらうとともに、その機能を充実させます。

具体的には、緑化に対する啓発・教育活動を強化し、電話や面談によるカウンセリング、各種講習会、緑化展示会、花とまちづくり活動の人材育成、セミナーの主催や協力、教育現場への人材派遣などを今以上に充実させます。また、市民と緑化行政の接点と位置付け、緑に関する情報収集や発信に関する事務を「緑のセンター」と「嵐山公園センター」に役割分担したうえで強化し、より積極的な取組を行うほか、将来的にはみどりに関する市民活動の拠点としての機能も果たしていくような体制としていきます。

※緑のセンター等

緑のセンターは神楽岡公園内にある緑の相談コーナーや温室のある旭川市緑の相談所とその周辺を含む区域の総称。嵐山公園センターは、嵐山公園と公園内にある北邦野草園等の管理や嵐山の自然等を紹介する展示を行う施設。

※緑のセンターと嵐山公園センターの役割分担

例えば、緑のセンターがまちの緑化や公園緑地に関することを受け持ち、嵐山公園センターが旭川の自然環境に生息する植物の調査研究に関することを受け持つといったことを想定する。

緑のセンターが発行している
「緑のセンターだより」

e-3-3 みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）

1）緑化手引きの作成や説明板等の設置

今後のみどりづくりは、個人の住宅や一般企業の事業の中に広くみどりを取り入れてもらい、みなさんの協力を得ながら緑化活動を進めていくことが大切です。緑化の方法や旭川にふさわしい木や花、その管理の仕方などをまとめた緑化の手引きやパンフレットを、市民の知恵もいただきながら作成します。

また、インターネットを活用するなど情報発信を強化し、市民に親しんでもらえるよう周知方法を工夫します。公園緑地においては、市民や観光客がみどりや歴史、文学の知識などに親しみ学習できるよう、説明板等の設置を進めます。

2）みどりの広報の強化

緑化に対する取組状況や各種イベントの案内、助成制度の周知などは、本市の広報紙はもとより、“みどりの広報”、“緑のセンターだより”など本市以外の広報紙でも情報を発信しています。

今後は、さらに広く市民に分かりやすく伝わるように、緑のセンターや市民団体と連携をはかり、インターネットの活用など様々な手法により、関連情報などを総合的に収集できる仕組みを検討します。

e-3-4 公的な緑化活動の企画・運営・評価基準の整備

1）公的な緑化活動の企画・運営

緑化の推進は、同じまちに住む私たちが共通の認識をもって目指す将来像や具体的なイメージを共有し育てていくことが大切です。

そのためにシンポジウムやセミナー、バスツアーなどを企画・運営するほか、一人一本運動、新築苗木プレゼント、地域への花苗助成などの推進、景観事業の推進などに積極的に取り組み、みどりのまちづくりを牽引していく役割を、市民や関連団体と協働して果たしていきます。

2）表彰制度の充実

市民や企業などの緑化活動の機運を高め、継続した取組の弾みとなるように、コンクールや表彰制度などを発展、充実させます。

なお、この制度等については、新聞やインターネット、市民広報などを通じて積極的に参加を呼びかけ、受賞した事例も新聞など広く市民が目にする方法でPRします。

木や花について学ぶセミナーの開催や広報強化が重要

また、近年、企業などが実施する貢献度の高い優れたみどりを評価認定する動きがみられます。旭川市においても、緑化の取組を客観的に評価する制度等を検討し、企業の優れた取組を認定するなど、みどりの社会貢献を応援していきます。

e-3-5 生物多様性や脱炭素社会の意識啓発

みどりは、市民生活にうるおいや楽しみを与えるばかりではなく、保全やネットワーク化により、生物の多様性が確保されることと、地球温暖化を進行させる二酸化炭素を吸収する機能が守られることで、持続可能な環境づくりに寄与していきます。

こうした生物多様性と脱炭素社会の意義、人と野生生物との共存のあり方等について、市民理解を広げることと、今暮らしている旭川での緑化活動などにつなげていくことが重要です。関係機関や市民団体等と連携し、生物多様性や脱炭素社会に関する講習会やセミナー、体験会の実施、広報ツールの活用等による意識啓発を積極的に進め、より市民の関心を高めていくように効果的な情報発信を進めます。

6 計画の推進方策

本計画を力強く実現していくために、以下の推進方策を実施します。

① 総合的な施策連携の展開

本計画のみどりの施策は、環境、都市、農林業、教育、財政などの各種施策と関連していることから、丁寧な施策連携や調整を実施しながら推進していくことで、施策展開の相乗効果や波及・効率化・スピードアップに努めます。

② 関連機関との連携強化・広域的な施策展開

みどりに係る管理者が、国や北海道のほか民間施設にもわたることから、施策や施設管理との連携強化を進めます。

また、河川や農地・森林の広がりなど、広域的に広がるみどりを有することから、近隣市町村と広域的に連携して施策を展開します。

③ 計画の適切な進行管理

計画の進行管理にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）改善（Act）の PDCA サイクルによる進行管理を行います。

また、施策を着実に実行するために、各施策の状況に応じて実行計画（アクションプログラム）を策定し、随時評価しつつ取り組みます。

施策の進捗状況を定期的に把握し、目標数値の達成度を関係各部と共有するとともに、緑の審議会に報告して必要な施策について、取組方法や内容の見直しを検討します。

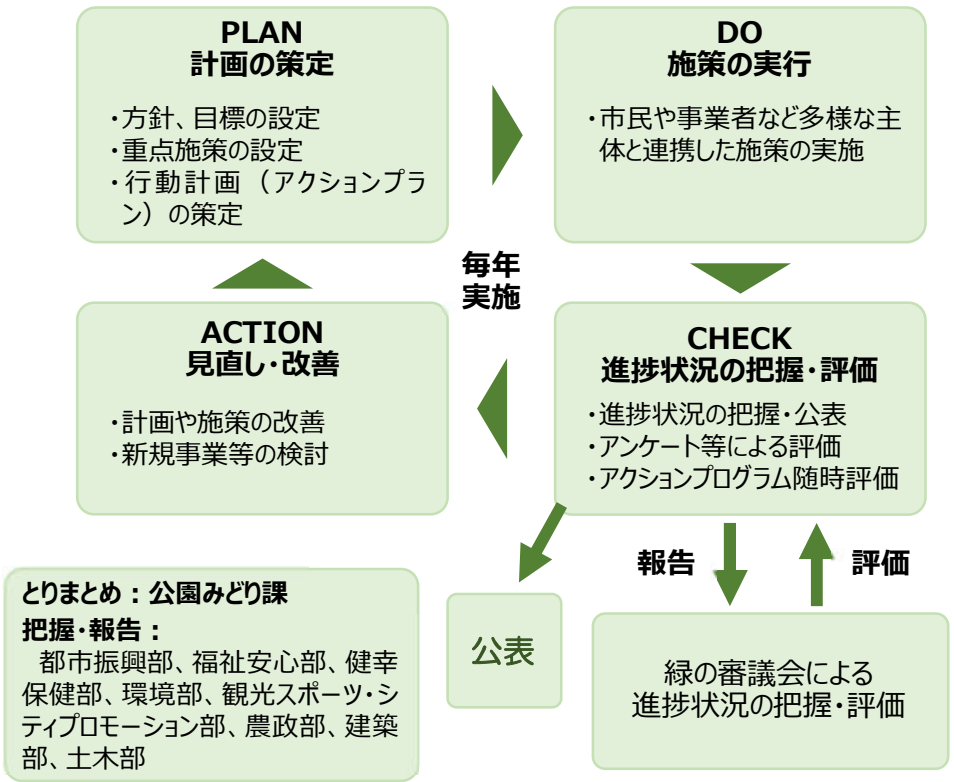

④ 重点施策の着実な展開

重点施策については行動計画（アクションプログラム）に基づき、着実な施策展開を進めます。

また、必要に応じて、積極的な制度策定とその活用を進めます。

⑤みどりの保全のための規制誘導制度の確立

地域制緑地をはじめとするみどりの保全のための規制誘導については、手法の調査、制度の選択、運営方策の検討、制度設計を行い、制度に基づく施策展開を図ります。

⑥ 推進主体との連携と育成

市民協働が定着しつつある中、多様な主体との連携をさらに促進し、協働によるみどりづくりを強化します。また、普及啓発や楽しみ方の周知を通じ、みどりの担い手育成を進め、計画の推進力を高めます。

⑦ 新たな社会問題や国策への対応

現在、新たな社会問題への対応方策として展開されつつある様々な政策、例えばグリーンインフラ（都市基盤としてのみどり）、エリアマネジメント、立地適正化計画など、今後のみどりの政策や制度を活用し、計画の推進力を高めます。

※グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、従来からあるグレーインフラ（道路等）とともに持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの

※エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組

※立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる市町村マスタープランの高度化版